

**(仮称) 町田市障がい者福祉計画
21-26 (案)**

2020年11月

町 田 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念（一番だいじな想い）	3
2 基本視点（大切に考える考え方）	5
3 基本目標（とりくみの大きな柱）	6
4 計画の位置づけと期間	7
5 施策の体系（とりくみの全体像）	9

第2章 町田市がとりくむこと

用語の説明	12
分野別の課題と施策	13
1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと	13
2 暮らすこと	17
3 日中活動・働くこと	25
4 相談すること	34
5 家庭を築くこと・家族を支えること	38
6 保健・医療のこと	42
7 情報アクセシビリティのこと	45
8 生活環境と安全・安心のこと	49
9 差別をなくすこと・権利を守ること	53
10 行政サービスのこと	58
11 理解・協働のこと	60
国の指針と町田市の考え方	65

第3章 計画の実現に向けて

1 計画の推進のために	76
2 計画の点検と評価	79

巻末資料

・障害福祉サービスの内容	82
・地域生活支援事業の内容	85

第1章

計画の基本的な考え方

いのちの価値に優劣はない

町田市では、障がいがある人の施策について1998年からずっと「いのちの価値に優劣はない」と考え、市民一人ひとりのいのちの尊さを、等しく輝かせることができるようとりくみをすすめてきました。

町田市の考える「いのち」には、3つの意味がこめられています。

1つ目は、「生命」の意味の「いのち」です

障がいがある人もない人もみな、さすかった命を大切に
また、だいじにされて生きる権利をもっています。

2つ目は、「生活」の意味の「いのち」です

生まれた命は、遊び、学び、働き、仲間とすごし、いろいろな活動に参加します。
地域で暮らしていくその毎日は、生活となり、社会とのかかわりとなります。
生活の主人公は、皆さん一人ひとりです。だれもが自分の意志で
必要な支援を受けながら、日々の生活を選ぶ権利をもっています。

3つ目は、「人生」の意味の「いのち」です

毎日の生活は、成長とともに学校に通ったり、仕事や活動をしたり
時には病気になったり、家庭をつくったり、子どもを育てたり、誰かを支えたり
支えられたりすることで、かけがえのない人生となります。
人生のどのような段階にいても、障がいを理由に制限されることなく
自分の意思で、自分の人生を決める権利をもっています。

これらの「いのち」の尊さは、障がいがある人もない人もみな同じです。

町田市では、市民のだれもがもつこれらの権利を
一番だいじにしてこの計画をつくります。

共生社会の実現に向けて

「いのち価値に優劣はない」という考えは、わたしたちの社会の中に置き換えると、次のような3つの社会につながっています。これらが実現された「共生社会」※1 を目指していく必要があります。

「生命」の意味
の「いのち」

(1) 差別のない社会

すべての人が障がいについての理解を深め、

○障がいを理由とした差別を受けることなく、一人ひとりにあった合理的配慮※2 が提供される社会。

○障がいの有無によって分けへだてられることのない社会。

○人格と個性が尊重される社会。

「生活」の意味
の「いのち」

(2) 障壁のない社会

障がいがある人の生活を制限しているものや慣例などの障壁・困難が取りのぞかれ、

○あらゆる活動に参加でき、安心して、豊かな生活がもらえる社会。

○制度・施設・設備・サービス・情報などを利用しやすい社会。

「人生」の意味
の「いのち」

(3) とともに生きられる社会

障がいがある人が人生のさまざまな場面で適切な支援を受けながら、

○誰と、どこでどのように暮らすかを、自ら選ぶことができる社会。

○だれもがともに育ち、学び、暮らすことができる社会。

※1 共生社会 障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重しあい、理解しながら生きていく社会のことです。

※2 合理的配慮 障がいがある人がない人と同等に暮らしたり、学んだり、働いたりといったいろいろな活動をする上で、必要な変更をしたり調整したりすることです。障害者権利条約を批准し、施行された障害者差別解消法では、障がいがある人から社会との間にある障壁を取り除いてほしいという意思の表明があった場合に、合理的配慮をおこなわないことも差別になるとされ、行政機関にはおこなうことが義務づけられました。東京都でも2018年10月には、差別解消条例が施行され、民間事業者に対しても合理的配慮の提供が義務づけられています。なお、この計画では、合理的配慮を、「障がいへの配慮」「適切な配慮や支援」などと表現している場合もあります。

2

基本視点（大切にしている考え方）

町田市は、この計画をつくるにあたって、3つの視点を意識して検討をすすめました。この3つの視点は、計画をつくるだけでなく、さまざまな施策を実施する際にも大切にしていきます。

視点（1）「障がいがある人」のとらえ方をひろげる

「障がいがある人」とは、障害者手帳所持者だけではありません。身体、知的、精神の障がいだけでなく、身体や精神のさまざまな機能の障がいや難病などの人も含みます。障がいや疾病によって生じる障壁や、まわりの人や社会環境との間における障壁によって生活のしづらさをかかえている人ととらえます。

この計画では、「障がいがある人」を単に支援される対象としてみるだけでなく、自らの意思によって社会に参画する主人公としてとらえます。

視点（2）自分で決めることを大切にする

障がいがある人が、障がいがない人と同じ基本的人権をもつ、かけがえのない個人として尊重され、必要な支援を受けながら、だれもが自分のことは自分で決めることができる、また、自分に関わることを自分抜きで決められることのない社会の実現が大切です。

この計画をつくる際も、障がいがある人やその家族が、主体的に関わることできるよう配慮するとともに、その意見を尊重しました。

視点（3）さまざまな障がいや個別の状況に配慮する

障がいがある人といっても状況はさまざまです。とくに障がいがある女性については、障がいに加えて女性であることによって、さらに困難な状況におかれている場合があります。また、障がいがある子どもには、成人の障がいがある人とは違う支援の必要性があります。

施策の検討・実施にあたっては、性別、年齢、国籍、障がいの状態、生活の実態などのほか、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、視聴覚の障がいをあわせもつなど、個別の状況に十分留意します。

3

基本目標（とりくみの大きな柱）

町田市は、一番だいじな3つの「いのち」の考えと3つの社会の実現に向け、実態調査等の結果を踏まえて、この計画期間の大きな目標を次のように定めます。

第2章では分野別に、この目標を達成するために重点的にとりくむものを重点施策としてかかげています。

目標1 地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる

障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」などの問題があるなかで、障がいがある人が希望に応じ住み慣れた地域で暮らしつづけられるようにする必要があります。

障がいがある人が心と体を健やかに保ち、安心して地域で暮らしつづけるため、福祉はもとより、保健・医療、情報保障、防災、学び・文化芸術・スポーツなどあらゆる分野で障がいがある人に配慮したとりくみや支援体制の整備をすすめることが重要です。

目標2 障がい理解を促進し、差別をなくす

障がいを理由に異なる扱いを受けたり、合理的配慮が受けられないといった障がい者差別を感じている人が多くいます。

障がいがある人が、分けへだてなく地域社会で暮らせるようにするために、障がい者差別をなくしていく必要があります。すべての市民や事業者等が、障がいや障がいがある人について理解を深めるとともに、障がい者差別を解消する法律等に基づいて、障がいがある人の権利を擁護していくことが重要です。

<町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査（実態調査）>

市では2019年度に、「障害福祉サービス等を利用している障がいがある人」「障害福祉サービスを利用していない障がいがある人」「福祉施設入所者」「精神科病院の長期入院者」を対象に、計画策定の基礎資料並びに施策を推進する際の参考とするため、暮らしの状況や生活の困り事などについての調査を実施しました。

※これ以降、この計画で「実態調査」と言う場合はこの調査のことをさします。

4

計画の位置づけと期間

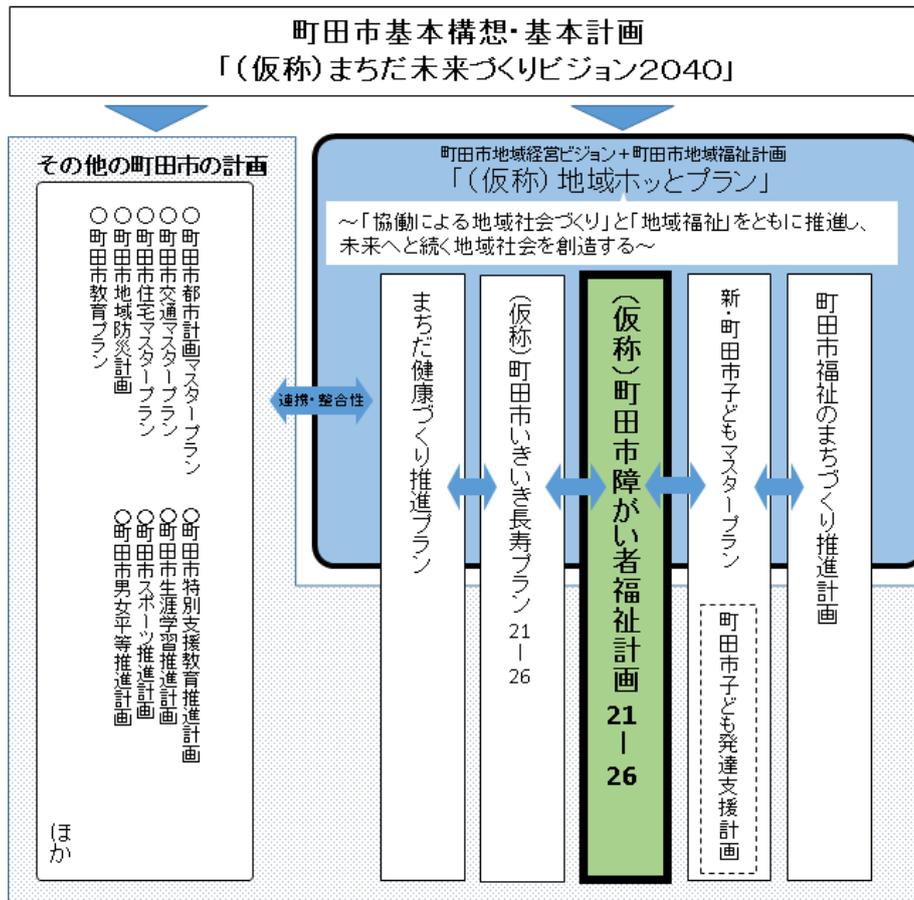
計画の位置づけ

- この計画は、町田市基本構想・基本計画「(仮称)まちだ未来づくりビジョン2040」を受けて策定する部門計画のひとつで、特に、多様性の理解や共生社会の実現に関する施策と連動しています。
- 「協働による地域社会づくり」と「地域福祉」の推進を目的として2021年度に策定される「(仮称)地域ホッとプラン」の下位計画の1つとして位置付け、子ども、高齢・介護、保健・医療分野の計画との有機的な関係を特に意識して策定されています。
- この計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画(町田市障がい者計画)」と障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画(町田市障がい福祉事業計画)」を一体的に策定したものであり、市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進する役割をもちます。

	法的な位置づけ	計画の性格	策定の内容	
町田市障がい者計画	・ 障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」	・ 障がいがある人の施策の基本計画	・ 障がいがある人の施策の基本理念や方向性	・ 基本的な方向性を具体化するための施策や事業 (実行プラン)
町田市障がい福祉事業計画	・ 障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」	・ 障害福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制について定める計画 (国から指針が示される)	・ 障害者総合支援法の各種サービス(施設通所、ホームヘルプ、短期入所など)の見込量や達成目標	

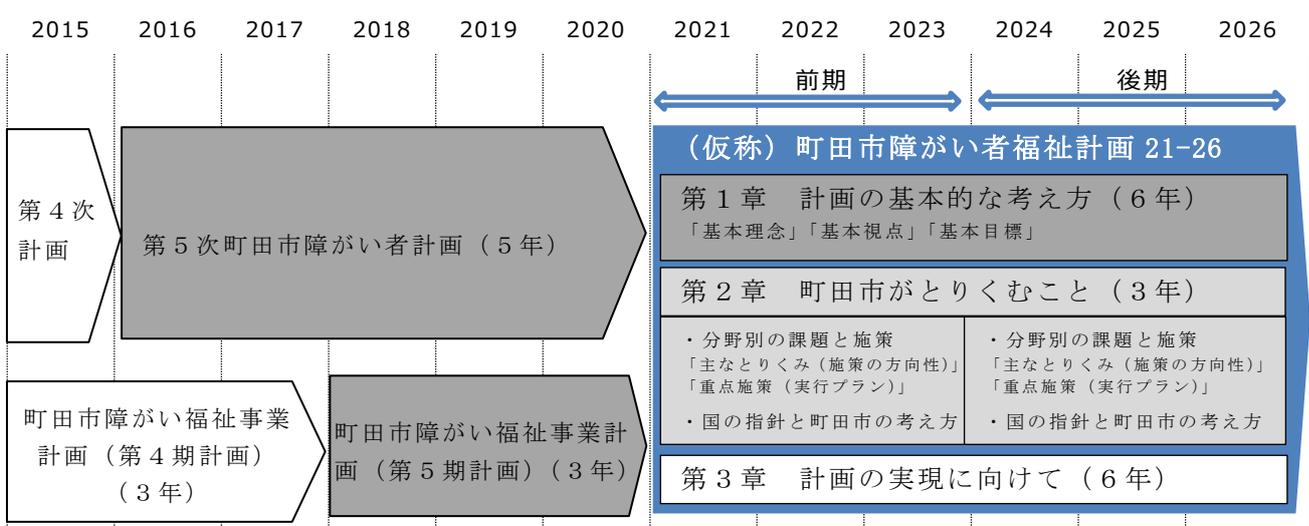
- なお、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」は、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、町田市における子ども施策の基本計画である「新・町田市子どもマスタープラン」の下位に位置づけ、「町田市子ども発達支援計画」として策定されています。
- この計画は、福祉に限らず、学び、文化芸術、スポーツなど障がいがある人のく

らし全般に関わる計画であることから、全庁的な視点を持ち他の部門計画との整合をはかって推進していきます。



計画の期間

・計画期間は 2021 年度から 2026 年度の6年間とし、2021 年度から 2023 年度までの3年間を前期、残りの期間を後期とします。



・なお、国の動向や社会情勢が変化した場合、計画期間中であっても必要な見直しをおこないます。

5

施策の体系（とりくみの全体像）

基本理念

基本目標

施策分野

重点施策（実行プラン）

いのちの価値に優劣はない

1
地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる

2
障がい理解を促進し、差別をなくす

1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと



- 小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催
- 障がいがある人の学習成果を発表する場の充実

重点施策 1 P15

重点施策 2 P16

2 暮らすこと



- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携
- 重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討

重点施策 3 P20

重点施策 4 P21

重点施策 5 P21

3 日中活動・働くこと



- 既存の事業所の活用による、重い障がいのある人の日中活動の場の確保方策の実施
- 障がいがある人の就労に関する実態調査
- 障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議

重点施策 6 P29

重点施策 7 P30

重点施策 8 P30

4 相談すること



- 相談支援体制の強化
- 課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援

重点施策 9 P36

重点施策 10 P36

5 家庭を築くこと・家族を支えること



- 短期入所事業所の基盤整備

重点施策 11 P41

6 保健・医療のこと



- 医療機関に対する障害者差別解消法の周知

重点施策 12 P43

7 情報アクセシビリティのこと



- 手話通訳の普及促進
- 市からの情報発信のバリアフリー化推進事業
- サービス・支援機関等の情報提供事業

重点施策 13 P47

重点施策 14 P47

重点施策 15 P48

8 生活環境と安全・安心のこと



- 避難体制の充実

重点施策 16 P52

9 差別をなくすこと・権利を守ること



- 町田市障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定

重点施策 17 P56

10 行政サービスのこと



- 行政窓口における意思疎通の環境整備

重点施策 18 P59

11 理解・協働のこと



- 理解促進研修・啓発事業
- 支援人材対策事業

重点施策 19 P62

重点施策 20 P62

「SDGs」は国際社会が共通の目標としている「持続可能な開発目標」の略称です。

SDGsは、17の目標と169のターゲットからなり、さまざまな不平等や格差をなくすための目標（目標1 貧困をなくそう、目標2 飢餓をゼロに）、すべての人への健康と福祉、教育を提供するための目標（目標3 すべての人に健康と福祉を、目標4 質の高い教育をみんなになど）、暴力や虐待からあらゆる人を守るための目標（目標16 平和と公平をすべての人になど）、将来の子どもたちに豊かな自然を残すための目標（目標14 海の豊かさを守ろう、目標15 陸の豊かさも守ろうなど）など、私たちにも深く関連する目標がかかげられています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



この計画は、SDGsの目標のうち特に、「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「8 働きがいも経済成長も」「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の8つのゴールとのかかわりが深く、これらの目標への貢献も意識し推進していきます。

第2章

町田市がとりくむこと

用語の説明

◆分野別の課題と施策

現状と課題

実態調査結果や前計画の振り返りなどを踏まえた分野別の現状と課題。

主なとりくみ

個別具体的な事業ではなく、「現状と課題」をふまえたとりくみの方向性を示すもの。計画期間中は記載されたとりくみ内容に沿って具体的なとりくみを検討・実施していく。

重点施策（実行プラン）

「主なとりくみ」の中から、基本目標を達成するために重点的にとりくむべき内容として選ばれたもの。具体的な事業を設定し、目標値などを定めて年度ごとに進捗管理を行う。

この分野に関するサービスの見込量

計画期間における障害福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込。

※各サービスの2020年度実績については、計画策定時点で実績が確定していないため、年度末時点の実績の予想を掲載。

※サービス内容は巻末資料参照。

◆国の指針と町田市の考え方

「施設に入所されている人等の地域生活への移行」、「地域生活の継続の支援」、「就労支援」といった、障がいがある人が自立した生活をおくる上での課題に計画的に対応するために、計画策定にあたって国が示す指針の内容と、それに対する町田市の考え方。

課題に対するとりくみがどの程度すすんだかを評価するための指標も設定。

1

学び、文化芸術、スポーツ活動のこと

担当部署：文化振興課、スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課、障がい福祉課、生涯学習センター（組織順）

現状と課題

【スポーツ活動】

- 市では、障がい者スポーツ大会の開催、障がい者スポーツ教室・プール教室の実施、スポーツ施設への障がい者スポーツ指導員の配置など、障がいがある人がスポーツをする機会の提供や環境整備にとりこんでいます。
- スポーツ施設に関しては、障がいがある人の利用が進んでいない状況にあります。障がいがある人のスポーツへの参加機会がひろがるよう、障がいがある人もない人も一緒に楽しめるインクルーシブスポーツ※を推進し、施設の利用促進に向け障がいがある人の施設利用案内の情報発信などにとりくむ必要があります。
- また、市ではパラリンピックの開催を契機として、子どもたちを対象とした障がい者スポーツ体験教室の開催や大規模な障がい者スポーツ大会の誘致などにとりこんでいます。共生社会の実現に向け、パラリンピック終了後も障がい理解の普及啓発に向けたとりくみを継続していくことが求められています。
- 実態調査では、知的障がいや精神障がいがある人でスポーツ活動への参加を希望する意見が多いにもかかわらず活動機会が少ないといった声があります。また、余暇の過ごし方として、スポーツを楽しみたいと回答した人は視覚障がいや聴覚障がい、知的障がいがある人で多く、年齢別では学齢期の人が最も多い傾向となっています。

※インクルーシブスポーツ…子どもから高齢者まで、障がいがある人もない人も一緒に楽しめるスポーツ

【文化芸術活動】

- 2018 年度に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、障がいがある人の文化芸術活動の推進に関して、地域の特性に応じた主体的なとりくみを行うことが求められています。市では、いつでも、どこでも、だれでも、あらゆる文化を楽しむことができるよう、文化芸術活動の推進にとりくんでいます。
- 実態調査では、知的障がいや精神障がいがある人で文化芸術活動を含めた余暇活動への参加を希望する意見が多いにもかかわらず活動機会が少ないといった声あげられています。また、余暇の過ごし方として、芸術や音楽鑑賞を楽しみたいと回答した人は視覚障がいや重度重複障がいがある人で多く、年齢別では 18 歳以上の人で多い傾向がみられます。

【社会教育（生涯学習）】

- 市教育委員会では、障がいがある人に対する社会教育（生涯学習）事業を推進しています。
- 生涯学習センターでは、障がいがある青年・成人みずから活動内容を企画する障がい者青年学級を実施しています。青年学級の卒業生で組織した「とびたつ会」が派生するなど活動が広がっています。
- 生涯学習センターでは、その他のとりくみとして、2018～2019 年度には文部科学省の委託事業を活用した障がいがある人が対象の講座「うたの教室」やダンス講座を実施しました。また、大人の学び直しの場合としての「まなびテラス」事業を実施しており、発達障がいや高次脳機能障がいがある人も参加しています。
- 実態調査では、知的障がいや精神障がい（発達障がい含む）がある人を中心に「障がいがある人が参加できる余暇活動が少ない」といった困りごとの意見が多くあげられています。
- 市立図書館では、視覚障がいがある人や肢体不自由や寝たきり等で来館が困難な人のために、対面朗読、資料貸出（点字、録音、CD、DVD、一般図書等の宅配含む）をおこない、学習を支援しています。
- 実態調査によると、休日などの過ごし方として読書を希望する人の割合は、視覚障がい最も高くなっており、ニーズがうかがえます。また、2019 年度には、「視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、視覚障がいがある人等の読書環境整備の推進が求められています。

主なとりくみ

【スポーツ活動】

- ・ 引き続き、障がいがある人がスポーツを楽しめる機会の提供や環境整備などをおこないます。
- ・ 障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。(⇒重点施策1)

【文化芸術活動】

- ・ 障がいがある人も文化芸術を楽しめる機会の提供や環境整備などをおこないます。

【社会教育（生涯学習）】

- ・ 障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。(⇒重点施策2)

重点施策（実行プラン）

重点
施策 1

障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。

事業名	小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催		
所管課	オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課		
事業概要	市内の小中学校で、障がい者スポーツの体験教室キャラバンをおこないます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
896人（パラバドミントン体験会参加予定人数）	1,000人	1,000人	1,000人

重点
施策 2

障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。

事業名	障がいがある人の学習成果を発表する場の充実		
所管課	生涯学習センター		
事業概要	障がいがある人が、社会で生活しながら学び続けられるように、視覚や聴覚などの障がいに応じた学習プログラムを開発します。その上で、発表の場を設けることで障がいがある人の生涯学習を推進します。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
障がいに応じた学習プログラムの開発	障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施	障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施	障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施

この分野に関するサービスの見込量

地域生活支援事業

(1年あたり)

	実績値			見込量		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等 ・障がい者スポーツ教室 ・障がい者水泳教室 ・障がい者スポーツ大会	3事業	3事業	1事業 ※1	3事業	3事業	3事業

※1 2020年度について、障がい児者水泳教室、障がい者スポーツ大会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

※サービスの内容説明 P86

2

暮らすこと

担当部署：指導監査課、障がい福祉課、保健所（組織順）

現状と課題

【障害福祉サービス等】

- 実態調査では、障害福祉サービスの満足度は外出の支援で6割、訪問支援で7割以上、日中活動の支援で8割弱の利用者が「満足している」「どちらかという満足している」と回答しています。一方で、不満の理由としては、時間数や人材の不足が挙げられています。
- 実態調査では、障害福祉サービス未利用者のうち44.6%の方が支援が必要と感じる困りごとがあると答えたにもかかわらず、サービスを利用したいと答えた人はそのうちの33.8%にとどまり、49.1%の人が「障害福祉サービスのことを知らない、分からない」と答えています。必要とする人が支援を受けられるように周知していく必要があります。

【障がいがある人の地域での暮らし】

- 実態調査によると、障がいがある人（サービス利用者）の81.2%が家族と暮らしています。また、自宅での支援は家族からが86.2%、訪問支援サービスが28.0%となっており（複数回答）、サービスを併用しつつも家族からの支援を受けている現状がうかがえます。また、実態調査（施設入所者）では、「施設入所の理由」として「家族による介護が難しくなった」が54.1%あり、これまでの支援では、家族が介護できなくなると施設に入所せざるを得ない一面があったことが浮き彫りになっています。
- 市内では今後6年間で新たに300名以上の知的障がいがある人が50歳に達し、また、その親の世代が75歳以上の後期高齢者となる見込みです。障がいがある人の重度化・高齢化や「親なきあと」に対応した支援が必要です。
- 成人した障がいがある人の生活を家族が支えているという現状がうかがえます。障がいがある人が地域で自立した生活を送れるよう支援する必要があります。

- ・ 前計画中に軽度の障がいがある人のグループホームが充足した一方で、重度の障がいがある人の入居できるグループホームは不足しています。重度の障がいがある人の入居できるグループホームが増えることが望まれています。

【地域生活への移行】

- ・ 施設入所者の地域生活への移行は十分に進んでいません。
- ・ 長期入院の精神障がいがある人の地域移行をさらにすすめていくことが必要です。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- ・ 保健・医療・福祉分野の連携に関しては、勉強会や情報共有が中心となっており、長期入院されている精神障がいがある人の地域移行等に関する協議の場の設置にはいたっていません。
- ・ 前計画期間において、精神障がいがある人を受け入れ可能なグループホームの開設が増え、長期入院の人も含め地域で安心して生活するための基盤整備が進んでいます。
- ・ 精神障がいがある人の地域での暮らしを支えるしくみ（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム）をつくることが求められています。

主なとりくみ

【障害福祉サービス等】

- ・ 障がいがある人が適切なサービスを受けながら地域で暮らせるよう、障害福祉サービス等の見込み量を設定し、サービス基盤を整備していきます。
- ・ 訪問系サービスについては、本人や家族の状況の変化に対応した適切な支給決定をおこないます。
- ・ 日常生活用具給付等事業については、引き続き、品目や基準額について適切な給付ができるようとりくみます。
- ・ 移動支援事業については、利用者のニーズを注視しながら時間数等の検証・見直しをおこない、事業を推進していきます。

- 支援を必要とする人が適切なサービスの相談につながるよう、地域の障がい者支援センターの認知度を高める方策等について検討・実施します。
- 障害福祉サービス等の質を向上させるために、事業所への第三者評価の受審促進や市民への周知をおこないます。また、障害福祉サービス事業所に対する利用者や家族からの苦情相談に対応し、事業所への指導・助言を継続するとともに、実地指導の結果や改善状況の活用をはかります。
- 事業所の支援人材の確保のための方策を検討します。また、サービスの質の向上のための人材育成に向けたとりくみをすすめます。(⇒重点施策 20 p62)
- 車いすでも利用できるタクシーの整備状況、障がい者手帳のカード化にともなう多機能化の進展状況および合理的配慮の普及状況を踏まえ、障がいのある人の移動・アクセスを保障するためのさまざまな方策のあり方を検討します。

【障がいがある人の地域での暮らし、地域生活への移行】

- 地域生活につなげるため、施設入所者の区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じ、地域生活の意向の聞き取りを引き続きおこないます。
- 障がいがある人が、十分な情報を受けたいうえで、グループホームや一人暮らしなど、自身の希望に応じて地域での生活ができるよう支援します。
- 地域生活支援拠点等※の整備および充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。(⇒重点施策 3)

※地域生活支援拠点等…地域生活支援拠点等とは、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つとしています。

- 特定相談支援事業所に対し、地域移行を促進する担い手となる指定一般相談事業所を設置するよう促します。
- グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。(⇒重点施策 5)

- ・ 高齢化や障がいの重度化に対応する新たなグループホームの類型である日中サービス支援型グループホームの開設に向けた評価会議を開催し、真に町田市のニーズに合った事業所の整備を進めます。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- ・ 精神障がいがある人に対して地域で生活するために必要なサービスの周知をおこなうとともに、保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。(⇒重点施策4)

※地域生活支援拠点等…地域生活支援拠点等とは、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つとしています。

重点施策（実行プラン）

重点
施策 3

地域生活支援拠点等の整備および充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。

事業名	地域生活支援拠点等が有する機能の充実		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	地域生活支援拠点等について、①各地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備をおこないます。また、②地域生活支援拠点等の機能について、町田市障がい者施策推進協議会において年1回以上、運用状況の検証・検討をおこないます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
①未設置 ②一	①地域生活支援拠点等の設置 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上

重点
施策

4 精神障がいがある人に対して地域で生活するために必要なサービスの周知を行なうとともに、保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。

事業名	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	精神障がいがある人が安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者が定期的に連携できるネットワーク会議を設置します。会議において、長期入院者が地域で安心して生活できるような基盤整備に向けた協議を計画的に実施していきます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の検討	保健・医療・福祉関係者による会議体の設置	協議の実施年2回	協議の実施年2回

重点
施策

5 グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。

事業名	重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討（会議の実施）		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	重い障がいがある人の利用や高齢化を含めた多様なニーズに対応し、町田市内にグループホームを計画的に整備していくための検討をおこないます。町田市だけでなく、市内・市外の事業者や障がい者支援センター等と連携し、当事者のニーズ把握や事例等の収集をおこないながら検討を進めます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	会議体の設置に関する検討	グループホームのあり方の検討	検討に基いた施策の実施

日中サービス支援型グループホームについて

日中サービス支援型グループホームとは、障がいの重度化・高齢化に対応できる新たなタイプのグループホームです。障がいが重度であったり、高齢などで施設への通所が困難になった人が、日中もグループホームで支援を受けることができます。

グループホームの開設にあたっては、事業者は開設する市の協議会等にはかり、また、開設後も、運営状況について協議会等で評価を受ける必要があります。

町田市では、2020年度から町田市障がい者施策推進協議会において事業者の評価会議をおこなっています。日中サービス支援型グループホームは全国で事業所数が増加していますが、介助ニーズの高い人の受け入れや日中の活動プログラムの充実など、町田市の状況にあった事業所の開設を推進していく必要があります。

町田市では、重度重複障がいがある人、医療的ケアの必要な人、介助ニーズの高い人が利用でき、日中も充実した活動が行える日中サービス支援型グループホームの開設について、引き続き事業者に求めています。

この分野に係るサービスの見込量

障害福祉サービス

【訪問系サービス】

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
居宅介護	利用者数	478人	493人	519人	547人	576人	607人
	利用時間数	8,590時間	8,691時間	9,271時間	9,771時間	10,289時間	10,843時間
重度訪問介護	利用者数	127人	132人	136人	140人	144人	149人
	利用時間数	35,104時間	35,066時間	37,057時間	38,147時間	39,237時間	40,599時間
同行援護	利用者数	123人	126人	131人	137人	143人	149人
	利用時間数	3,059時間	2,961時間	3,198時間	3,344時間	3,491時間	3,637時間
行動援護	利用者数	11人	13人	16人	19人	22人	25人
	利用時間数	256時間	336時間	406時間	482時間	558時間	634時間
重度障害者等 包括支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※サービスの内容説明 P82

【居住系サービス】

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
自立生活援助	利用者数 (内 精神)	0人 (0人)	0人 (0人)	3人 (2人)	4人 (2人)	5人 (3人)	5人 (3人)
共同生活援助	利用者数 (内 精神)	410人 (88人)	447人 (95人)	484人 (102人)	521人 (109人)	558人 (116人)	595人 (123人)
施設入所支援	利用者数	236人	235人	234人	233人	232人	231人

※サービスの内容説明 P83

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	50件	59件	60件	60件	60件	60件
自立生活支援用具	89件	74件	100件	100件	100件	100件
在宅療養等支援用具	60件	65件	70件	70件	70件	70件
情報・意思疎通支援用具	163件	214件	170件	170件	170件	170件
排泄管理支援用具	8,387件	8,708件	9,000件	9,000件	9,000件	9,000件
住宅改修費	20件	9件	30件	30件	30件	30件
移動支援事業	629人	665人	690人	720人	750人	780人
福祉ホーム	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
訪問入浴サービス	30人	30人	30人	30人	30人	30人

※サービスの内容説明 P86

3

日中活動・働くこと

担当部署：職員課、障がい福祉課、障害者優先調達推進法※に関わるすべての部署（組織順）

※障害者優先調達推進法…障がいがある人が働く障害福祉サービス事業所・企業などが供給する物品やサービスを行政機関が率先して購入・受注し、就労する障がいがある人の自立をすすめることを目的とした法律です。

現状と課題

【日中活動・就労系の障害福祉サービス※1】

- ・ 特別支援学校の卒業生など新たに活動場所を希望する人や、年を重ねるとともに働きづらくなり、他の活動場所を希望する人が増えています。町田市では重い障がいがある人が通える場が少なく、状況や希望に沿った場所に通えないことがあります。
- ・ 実態調査では、日中活動系サービスに関して事業所数の少なさや支援にあたる職員の人手不足といった不満の意見があげられています。このような状況が、サービスの利用ニーズがあっても希望どおりに利用できていない人がいる問題がある背景要因となっていることがうかがえます。
- ・ 就労継続支援を利用する人が増えていますが、「工賃や給与が少ない」との不満があげられています。障がいがある人が自立して生活できるよう、工賃や給与を向上させていく必要があります。
- ・ 障がいがある人の自立生活に向け、家族から離れて過ごす体験の場として短期入所を利用する人が増えています。市内の短期入所事業所は増加していますが、十分なサービス量を確保できている状況にあるとはいえません。

【企業や公的機関などでの就労】

- ・ 前計画期間における一般就労※2への移行者数は、障害者雇用促進法の改正などもあり大きく増加しました。特に精神障がいがある人の就労が進んでいます。その一方で、職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境などの要因で退職する人も多く、職場定着率に課題があります。

- 市役所の障がい者雇用率は、2020 年度時点で 2.25%と法定雇用率（2020 年度 2.5%、2021 年度 2.6%）に至っていません。引きつづき障がい者雇用の対象や人数の拡大が課題となっています。
- 市役所では、庁内の郵送や事務補助等の業務で知的障がいがある人のチャレンジ雇用※3 を実施しています。また、特別支援学校の職場実習生の受入れもおこなっています。
- 実態調査では、差別や偏見を受けたことがある人のうち、企業などで働く人の約半数が仕事や収入での差別をあげています。雇用する側の障がい理解を高めていくことが必要です。

※1 就労系の障害福祉サービス…障害福祉サービスの一形態として就労や生産活動の機会を提供するもので、雇用契約にもとづく就労継続支援 A 型、雇用契約のない就労継続支援 B 型があります。また、一般就労に向けた訓練を行う就労移行支援のサービスもあります。

※2 一般就労…雇用契約にもとづく、一般企業等への就労のことをいいます。

※3 チャレンジ雇用…障がいがある人が一般就労へ向けた経験を積むため、国・都道府県・区市町村などの行政機関や公立学校において、期限を定めて雇用する形態です。

【支援機関や障害福祉サービス等の利用】

- 実態調査では、ひとり暮らしの人のうち、約半数が平日の日中を「主に自宅で過ごしている」と回答しています。障害福祉サービス等を利用していない 19～65 歳未満の人では、自宅のみで過ごしている人が 23.5%で、特に精神障がいが多くなっています。また、自宅で過ごしている人の約 6 割が、支援が必要な困りごとを感じています。障がいがある人が支援につながらず孤立してしまう状況の解決や、障がいの特性に合った多様な活動の場が求められています。
- 実態調査では、障害福祉サービス等を利用していない人にサービスの利用意向を聞いたところ、「利用したいと思うことがある」が 20.9%、「サービスのことを知らない、わからない」が 35.6%という回答結果になっています。潜在的なサービスの利用ニーズがありながらも、サービスのことを知らないために利用につなげていない人が一定数いることが考えられるため、支援機関やサービスの情報を広く周知するとりくみが必要です。

- 実態調査では、サービスの中で就労に関する支援を希望する人が最も多く、精神障がいでは約半数と特に多くなっています。将来望む生活についても、「働きたい」「自立したい」といった意見が多く寄せられ、就労のニーズが特に高いことがうかがえます。障がいの特性、疾病の症状などに応じた支援ニーズは多岐に渡るため、さまざまな関係機関と連携した支援をおこなう必要があります。

主なとりくみ

【日中活動・就労系の障害福祉サービス】

- 市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。（⇒重点施策 6）
- 重度重複障がいがある人や医療的ケアが必要な人など、特に重い障がいがある人を対象にした事業所では、手厚い人員配置や専門性の高い技術、特別な環境整備などの運営体制を確保・維持する必要があるため、事業所を支援していく施策のあり方を検討します。（⇒重点施策 6）
- 日中活動を希望する、すべての障がいがある人の活動参加を保障するために、事業所の開設・事業継続のための支援にとりくみます。
- 短期入所については、単独型施設の開設やグループホーム開設時の併設を促進します。（⇒重点施策 11 p41）
- 事業所の職員体制が充実し、高齢化や重度化をみすえた質の高い支援ができるよう、事業所や関係機関などと協働しながら、支援に必要な人材の確保や育成のための方策を検討します。（⇒重点施策 20 p62）
- 障害者優先調達推進法にもとづく物品やサービスの購入を推進し、市で定める目標額を毎年達成できるようとりくみます。また、市役所以外にも購入を広げるとりくみをおこない、障がいがある人の工賃や給与の向上につながるようつとめます。

【企業や公的機関などでの就労】

- 障がいがある人の就労と、働き続けるための支援をよりいっそうすすめます。(⇒重点施策 7)
- 市内の企業や公的機関に対して、障がい者雇用や障がい理解を促進するためにはたらきかけをおこない、障がいがある人が身近な地域で働くことができる環境を整えます。
- 市民・事業者等の障がい理解がひろがるよう、さまざまな機会や媒体を通じた普及啓発を行うとともに、障がい者差別に関する法律や相談窓口についても広く周知するためのとりくみをすすめます。
- 2021 年度から開始する「町田市障がい者活躍推進計画」※を推進し、市役所の障がい者雇用の拡充、職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等をはかります。知的障がいや精神障がいがある人などの雇用の拡充についても、引き続きとりくみをすすめます。
- 障がい者就労・生活支援センター等を中心とした、支援機関の強固な連携体制の構築に向けとりくみます。(⇒重点施策 8)
- ひきつづき、公共職業安定所、商工会議所、企業、教育機関、障がい者就労・生活支援センター等と連携しながら、就労支援を進めていきます。
- 障がい者合同就職面接会や企業向けの雇用セミナーの開催支援を推進し、企業や参加者の増加をはかります。
- 地域での就労・生活の支援体制の確保及び個々の障がいに応じたきめ細やかな支援のため、引き続き複数のセンター体制で実施していきます。
- 就労系の障害福祉サービス事業所を利用する人の一般就労への移行や、一般就労した人の就労定着支援の利用を促進できるよう、市から事業所にはたらきかけをおこないます。

※町田市障がい者活躍推進計画…町田市が事業主として、障がい者雇用の推進や、市役所で働く全ての職員が障がいの有無に関わらず、能力を発揮して活躍できる職場づくりを推進するための計画です。

【支援機関や障害福祉サービス等の利用】

- ・ 障がいがある人の日中の居場所づくりや地域活動を支える場として、地域活動支援センターまちプラ事業の検証をおこない、充実をはかります。
- ・ 日中の一時的な見守り支援や活動の場を確保する日中一時支援については、他のサービス等も含め、ニーズに応えられるよう検討していきます。
- ・ 支援を必要とする人に適切に情報提供や支援をおこなうことができるよう、体制づくりを検討します。

重点施策（実行プラン）

重点
施策 6

市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。

事業名	既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策の実施		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	既存の事業所の活用により、重い障がいがある人の日中活動の場を確保を進めていきます。具体的には、①重い障がいがある人を受け入れている日中活動系事業所の事例を収集し、好事例集としてまとめ、市内事業所への共有や新たな事業所の参入を促進するツールとしての活用をおこないます。また、②特に重い障がいがある人を対象とした事業所への支援施策のあり方を検討します。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	①好事例の収集 ②事業所の運営課題の把握	①好事例集の活用に向けた検討 ②事業所の運営課題の分析	①好事例集の活用 ②事業所支援のあり方の検討

重点
施策 7

障がいがある人の就労と、働き続けるための支援をよりいっそうすすめます。

事業名	障がいがある人の就労に関する実態調査		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	<p>実態調査では、障害福祉サービス未利用者の就労支援のニーズが高いこと、一般企業で働く障がいがある人が仕事や収入の面で差別や偏見を感じていることがわかりました。</p> <p>そこで、障がいがある人と企業や公的機関に対して障がい者雇用に関する調査をおこない、一般就労と職場定着のために必要とされていることについて把握します。</p>		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	調査内容検討	調査実施・分析	調査結果の活用

重点
施策 8

障がい者就労・生活支援センター等を中心とした、支援機関の強固な連携体制の構築に向けとりくみます。

事業名	障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	<p>障がい者就労・生活支援センター等の支援機関では、地域の障がい者支援センターやハローワーク、障害福祉サービス事業所、特別支援学校など、様々な機関と連携をとりながら支援をおこなっています。各機関との連携を強化するために、会議を活用して情報共有のあり方や支援のつなぎ方のルールの検討などをおこない、支援力の向上を目指します。</p>		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	会議体制の検討	会議1回	会議2回

就労の支援機関

- 仕事を探す場合は、ハローワーク（公共職業安定所）で相談できます。障がい専門の窓口も設置されています。
 - 就職活動のアドバイスや就職後のサポートは、町田市障がい者就労・生活支援センター（りんく・Let's（レッツ））、就労支援センターらいむなどの市内の支援機関や、市外の広域な支援機関である障害者就業・生活支援センターTALANT（タラント）を利用することができます。
 - 障害福祉サービスでは、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援などの事業所があり、就労に向けた訓練や生産活動、就職後のサポートをおこなっています。詳しくは地域の障がい者支援センターにお問い合わせください。
- 他にも、知識や能力をつけるためのさまざまな訓練機関があります。

支援機関の問合せ先

ハローワーク町田 （公共職業安定所）専門援助部門	電話 042-732-7316 FAX 042-732-8724 所在地 町田市森野 2-28-14 町田合同庁舎 1 階
町田市障がい者就労・生活支援 センター りんく ※主に身体・知的障がい対象	電話 042-728-3161 FAX 042-728-3163 所在地 町田市原町田 4-24-6 せりがや会館内
町田市障がい者就労・生活支援 センター Let's（レッツ） ※主に精神・発達・高次脳機能 障がい対象	電話 042-728-3162 FAX 042-728-3164 所在地 町田市原町田 4-24-6 せりがや会館内
就労支援センター らいむ	電話 042-721-2460 FAX 042-721-2460 所在地 町田市中町 1-9-20 ハピネス中町 101 号
障害者就業・生活支援センター TALANT（タラント）	電話 042-648-3278 FAX 042-648-3598 所在地 八王子市明神町 4-5-3 橋捷ビル 4 階

この分野に係るサービスの見込量

障害福祉サービス

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量			
		2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度	
日中活動系サービス	生活介護	利用者数	1,059人	1,076人	1,114人	1,153人	1,193人	1,235人
		利用日数	20,318人日	20,519人日	22,280人日	23,060人日	23,860人日	24,700人日
	自立訓練 (機能訓練)	利用者数	2人	3人	4人	6人	6人	6人
		利用日数	15人日	36人日	64人日	100人日	100人日	100人日
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数	32人	39人	39人	41人	45人	50人
		利用日数	538人日	633人日	633人日	665人日	730人日	812人日
	宿泊型 自立訓練	利用者数	11人	9人	21人	21人	21人	21人
		利用日数	308人日	251人日	618人日	618人日	618人日	618人日
	就労移行支援	利用者数	126人	141人	151人	162人	174人	187人
		利用日数	2,094人日	2,295人日	2,433人日	2,579人日	2,734人日	2,899人日
	就労継続支援 (A型)	利用者数	118人	115人	120人	120人	120人	120人
		利用日数	2,342人日	2,246人日	2,320人日	2,320人日	2,320人日	2,320人日
	就労継続支援 (B型)	利用者数	778人	806人	824人	842人	861人	880人
		利用日数	12,599人日	13,078人日	13,353人日	13,633人日	13,919人日	14,211人日
就労定着支援	利用者数	23人	47人	62人	65人	68人	71人	
療養介護	利用者数	51人	47人	52人	54人	56人	58人	
短期入所 (福祉型)	利用者数	171人	224人	251人	281人	314人	351人	
	利用日数	912人日	1,110人日	1,184人日	1,264人日	1,349人日	1,439人日	
短期入所 (医療型)	利用者数	28人	31人	31人	32人	33人	34人	
	利用日数	207人日	216人日	229人日	237人日	244人日	252人日	

※サービスの内容説明 P82-83

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
地域活動支援センター機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
日中一時支援	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
知的障害者職親委託	1人	1人	1人	1人	1人	1人
自動車運転免許取得・改造助成	15件	8件	15件	16件	16件	16件

※サービスの内容説明 P86

4

相談すること

担当部署：障がい福祉課、ひかり療育園（組織順）

現状と課題

【相談支援体制】

- 市内5地域にある障がい者支援センターが、地域の相談拠点としての役割を担っています。
- 実態調査では、障害福祉サービス利用者の80.7%、障害福祉サービス未利用者の41.4%が障がい者支援センターのことを「知っている」と答え、障害福祉サービス未利用者では56.3%が知らない状況にあります。
- 実態調査によると、障がい者支援センターの満足度は地域によって差がみられます。
- 障がい福祉課は、基幹相談支援センターとして、各障がい者支援センターの相談の推進をはかるため、窓口対応や相談についての技術的助言を行うとともに、障がい者虐待や障がい者差別、成年後見制度等の権利擁護に関する相談に対応しています。
- 計画相談件数は増加していますが、他市と比較して、サービス等利用計画の作成率が低い状況にあります。また、すべてのサービス利用者の計画を作成可能な事業所数の確保には至っていません。
- 実態調査によると、65歳未満の障害福祉サービス未利用者で、平日の日中を自宅のみで過ごしている障がいがある人は、就労や通学など自宅以外での過ごし方がある人と比べて、困り事を感じている割合が高くなっています。困り事を抱えながらも、相談先が分からなかったり、障害福祉サービスにつながっていない障がいがある人にどのようにアプローチしていくかが課題です。
- 高齢化した親が中高年の引きこもりの子どもを支える世帯で、どこにも相談先につながらず孤立しているケースが指摘されています。（80・50問題）

主なとりくみ

【相談支援体制】

- 障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。(⇒重点施策 9)
- 障がい者支援センターの認知度を高める方策について検討します。
- 計画相談を行う民間の特定相談支援事業所を増やすようつとめていきます。
- 障がいがある人や家族、支援者に対して、地域での自立した生活のための計画相談が行なえるよう事業所を支援します。
- 困り事があっても相談先が分からなかったり、障害福祉サービスにつながっていない人に対する情報提供について検討します。
- 課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。(⇒重点施策 10)
- 障がい福祉課は、引き続き、各障がい者支援センターへの技術的助言や関係機関との連携、障がい者虐待や障がい者差別に関する相談等、基幹相談支援センターとしての役割を担っていきます。
- 障がい者支援センターは、地域支援拠点等の機能を担い、困りごとをかかえる障がいがある人をきめ細かく支援していきます。
- 地域のニーズ・情報を常に共有するために、相談支援部会、障がい者支援センターや計画相談支援事業所の連絡会等を定期開催します。

重点施策（実行プラン）

重点
施策 9

障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。

事業名	相談支援体制の強化		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核としながら、市と民間相談支援事業者の3者が協働して研修・連絡会を開催し、総合的に問題解決ができる、切れ目のない支援のための相談支援体制の強化を図ります。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回

重点
施策 10

課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。

事業名	課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援		
所管課	ひかり療育園・障がい福祉課		
事業概要	80・50問題に象徴されるような、課題を抱えつつも、相談先がわからず孤立を深めている障がいがある人・家庭に対して、基幹相談支援センター（障がい福祉課）・障がい者支援センターや、その他関係機関が連携して、相談支援活動を行う事業です。この事業を展開することで、障がいがある人の「親なき後（養護者や生計を支えてきた家族が不在となった後）」を見据えた相談支援体制の強化を目指します。 事業の展開にあたっては、①対象となる障がいがある人・家庭の実態把握、②個別訪問を含めた相談支援活動の実施、といったとりくみについて、段階的・継続的におこなっていくこととなります。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
ひかり療育園訪問事業における個別ケースへの訪問支援	①調査方法検討	①調査の実施 ②相談支援の実施	①調査の実施 ②相談支援の実施

この分野に関するサービスの見込量

障害福祉サービス

(1年あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量			
		2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度	
相談支援	基本相談支援		実施	実施	実施	実施	実施	
	計画相談支援	利用者数	1,770人	2,036人	2,510人	3,095人	3,816人	4,705人
		指定特定相談支援事業所 箇所数	25箇所	26箇所	27箇所	28箇所	29箇所	30箇所
	地域移行支援	利用者数 (内精神)	5人 (5人)	4人 (4人)	4人 (4人)	4人 (4人)	5人 (5人)	5人 (5人)
	地域定着支援	利用者数 (内精神)	1人 (1人)	2人 (2人)	2人 (2人)	4人 (4人)	5人 (5人)	5人 (5人)

※サービスの内容説明 P84

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業※	機能として 実施※	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施
	住宅入居支援事業 (居住サポート事業)※	未実施	検討	実施	機能として 実施	機能として 実施

※機能として実施…地域生活支援事業としての事業要件を完全に満たすものではないが、市を含めた関係機関における相談支援や障害福祉サービスの提供等の結果として当該機能を有すもの。

基幹相談支援センター等機能強化事業…町田市では基幹相談支援センター（障がい福祉課）に福祉選任職や保健師といった専門的職員を配置し総合的・専門的な相談支援や相談支援事業者等に対する指導・助言等をつうじて地域の相談支援体制の強化にとりこんでいます。

住宅入居支援事業…地域移行支援や地域定着支援を提供する際に一般住宅への入居に必要な調整等に関する支援が行われています。

※サービスの内容説明 P85

5

家庭を築くこと・家族を支えること

担当部署：障がい福祉課、保健所、子ども家庭支援センター（組織順）

現状と課題

【結婚・出産・子育て】

- 実態調査では結婚・出産・子育ての経験について、「結婚したことがある」が29.4%、「出産・子育てしたことがある」が20.1%でした。障がい種別ごとに見ると、「結婚したことがある」は視覚障がいと聴覚障がいで6割台、肢体・内部・音声障がいで5割台です。一方、精神障がいでは12.7%、知的障がいでは1.6%となっています。障がいに気づいた時期別にみると、「結婚したことがある」は65歳以上で80.9%、19～64歳のときで51.6%と多くなっています。
- 実態調査では結婚や子育てをするにあたりどのようなことが必要か（複数回答）については、経済的な支援が最も多く、次いで障がい理解の促進、（障がいがある人）本人の就労支援、相談支援の充実が挙げられました。

【障がいがある人の家族支援】

- 調査結果から、障がいがある人（サービス利用者）の81.2%が家族と暮らしており、また、自宅での支援は家族からが86.2%、訪問支援サービスが28.0%となっており（複数回答）、サービスを併用しつつも家族からの支援を受けている現状があります。
- 成人した障がいがある人の生活を家族が支えているという現状があります。家族の負担を軽減するレスパイトケアや相談支援が求められています。
- 障がいがある人の家族の就労や経済的なことに関する相談支援が課題です。

主なとりくみ

【結婚・出産・子育て】

- 障がいがある人も、自らの意思に基づいて家庭・家族をもち、希望に応じて出産や子育てをすることができるように、サービスの利用にかかる情報提供や相談等の支援をおこなっていきます。また、当事者によるピアサポートについて先進事例を研究していきます。
- 障がい理解の促進、(障がいがある人) 本人の就労支援、相談支援の充実を行うことで、障がいがある人の結婚・子育てを支援していきます。

【障がいがある人の家族支援】

- 障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアを行う事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。(⇒重点施策 11)
- 緊急一時保護については、引き続き事業を継続していくとともに、対象や利用期間など、運用のあり方を検討していきます。

育児支援のとりくみについて

・居宅介護（家事援助）・重度訪問介護での育児支援

育児をする親に障がいがあり、十分に子どもの世話ができないような場合に、居宅介護・重度訪問介護のなかで育児支援をサービスの対象とすることができます。

お問合せ先…お住まいの地域の障がい者支援センター

・育児支援ヘルパー（産後のお母さんと赤ちゃん向け）

町田市では、育児支援ヘルパー事業によって出産後のお母さんの支援をおこなっています。詳細は、「まちだ子育てサイト」をご覧ください。

対象者…町田市に住民登録をしている保護者

派遣時間…単体児は、出産し退院した翌日から生後2か月の前日まで

※ただし、状況によって最大2歳の誕生日前日まで利用することができます。

生後2か月以降の利用を希望する場合は、職員が訪問などで状況確認をおこない、利用の可否を決定します。

※双子、三つ子以上は時間数が異なります。

サービス内容

- ・育児に関する援助及び助言、相談
- ・家事に関する援助
- ・健診への付き添い

費用

- ・2時間 1,640円（午後6時から午後7時は1時間 1,025円、市民税・所得税が非課税の世帯、生活保護受給世帯減免有）
- ・交通費実費

お問合せ先…子ども家庭支援センター（☎042-724-4419、
FAX 050-3101-9631）

重点施策（実行プラン）

重点
施策 11

障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアを行う事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。

事業名	短期入所事業所の基盤整備		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	短期入所（ショートステイ）は、自宅で介護する家族が病気の場合や、自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等に短期間入所し、支援を受けるサービスです。前計画期間中に短期入所事業所は増加していますが、地域によって事業所の数に偏りがある、重度の障がいがある人が利用できる事業所が少ないなどの課題があり、全ての人が短期入所を利用しやすい状況にはなっていません。自宅から短時間の移動で利用できる、身近な場所のサービス基盤が整備されることを目標に、①地域ごとの利用状況やニーズの分析、②地域ニーズを踏まえた開設勧奨をおこなっていきます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
施設開設相談時における事業者への開設勧奨	実施	実施	実施・検証

この分野に関するサービスの見込量

地域生活支援事業

（1年あたり）

事業名	実績値			見込量		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
緊急一時保護 (延べ日数)	237日	287日	300日	390日	390日	390日

※サービスの内容説明 P85-86

6

保健・医療のこと

担当部署：障がい福祉課、保健所（組織順）

現状と課題

【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

- ・市では、障がいがある人がもしもの場合に適切な医療を受けられるよう、地域のかかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことをすすめてきました。
- ・実態調査では、全体として8割以上の人がかかりつけ医をもっていると回答している一方で、障がい種別ごとでは聴覚障がいがある人で5割程度と他の種別と比較して大きく少ないことがわかり、制度の周知等のとりくみの必要性がうかがえます。

【専門医療・医療機関に関する情報提供】

- ・障がいがある人が医療機関から診療を断られてしまう問題があるため、障がいの状態に応じ、受診可能な医療機関に関する情報提供を希望する声があります。
- ・市内には障がいの特性に応じた専門医療機関が少なく、実態調査結果では、専門医療機関への通院にかかる時間が30分未満の人は21.6%、30分以上1時間未満の人は41.2%、1時間以上の人は36.2%となっています。

【医療機関の障がい理解と合理的配慮】

- ・重い障がいがあるため、普段は専門的な医療機関を受診している人が、風邪などで身近な地域の医療機関を受診しようとする、診療を断られてしまうことがあるということが実態調査結果で意見としてあげられています。また、重い障がいがある人では同調査において差別や偏見等を受けた場面として医療機関を上げた人の割合が他の障がいの人に比べて大きく高かったことから、医療機関と障がいがある人で建設的な対話を通じた合理的配慮の提供の可能性について検討することの必要性を周知・啓発することが求められています。

- 精神科と身体科の病気が合併している場合の医療機関の受け入れなど、精神科救急医療の体制には課題があります。

主なとりくみ

【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

- かかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことの重要性について障がいがある人に知ってもらうためのとりくみを引き続きすすめるとともに、医療機関にも協力を求めます。

【専門医療・医療機関に関する情報提供】

- 市や関係機関が障がいがある人の支援をする際に、引き続き必要に応じて医療機関等の情報提供をおこないます。

【医療機関の障がい理解と合理的配慮】

- 障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法の周知などをおこない、合理的配慮などの協力を求めます。(⇒重点施策 12)

重点施策（実行プラン）

重点
施策 12

障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法の周知などをおこない、合理的配慮などの協力を求めます。

事業名	医療機関に対する障害者差別解消法の周知		
所管課	保健総務課		
事業概要	医療機関の新規開設や変更等に伴う立入検査の機会を利用し、配布物等を活用した障害者差別解消法の周知や合理的配慮への理解を求めていきます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
実施	実施	実施	実施

<障がい者歯科診療所>

町田市歯科医師会が運営する障がい者歯科診療所では、専任の障がい者治療指導医と障がい者歯科治療の研修を特別に受けた、町田市歯科医師会会員の協力歯科医師、協力歯科衛生士が、祝日を除く水・木曜日に、障がいがある人や有病高齢者など一般の歯科診療所では診療を受けにくい人に対する歯科診療を行っています。また、月に2回、摂食嚥下指導医による指導もおこなわれています。

【受付】 完全予約制です。事前にお電話で連絡ください。
※摂食嚥下指導の診療日は、変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

【診療日】 毎週水・木曜日（祝休日・年末年始を除く）

【診療時間】 9：00～12：00、13：00～17：00

【予約受付時間】 9：00～12：00、13：00～16：30
（土曜日・日曜日・祝休日・年末年始を除く）
電話 042-725-2225 FAX 042-725-2225
平日繋がらない場合は、町田市歯科医師会へ
電話 042-726-8018 FAX 042-729-8238

【診療場所】 休日応急歯科・障がい者歯科診療所
（町田市健康福祉会館1階）
郵便 194-0013 住所 町田市原町田 5-8-21



7

情報アクセシビリティ※のこと

担当部署：広報課、福祉総務課、障がい福祉課、市民対応のあるすべての部署
(組織順)

※年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、不自由なく使える利用しやすさのことを言います。

現状と課題

【意思疎通支援】

- 市では、聴覚に障がいがある人のために手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。障がい福祉課や障がい者支援センターの窓口では手話通訳者や手話通訳のできる職員を配置し、市役所内の他の窓口への派遣もなっています。
- 聴覚障がいがある人の中には読み書きが苦手な人がいるため、市役所以外の公的機関や医療機関、金融機関などには手話通訳者を配置するなど、情報の取得や意思の疎通をしやすくすることが望まれています。
- 障害者差別解消法などが十分に認知されていないことから、事業者が合理的配慮として手話通訳者や要約筆記者を手配することが必要な場面において配慮がなされないなどの事例があります。
- 実態調査では、手話通訳者、要約筆記者のさらなる技術の向上や、手話ができる人の増加を求める意見があげられています。
- 実態調査では、困ることや不安に思うことについて「コミュニケーションのこと」をあげた人が多く、特に精神障がい、知的障がい、聴覚障がいで割合が高くなっています。

【情報の取得】

- 市では、広報紙や選挙情報、障害福祉サービスの案内は、視覚障がいがある人に配慮した点字版や音声版、SPコード版を作成しています。また、市のホームページは音声読み上げソフトに対応しています。
- 市役所では、入口やエスカレーター、トイレなどに音声案内装置を設置し、視覚障がいがある人が音で情報を取得できるようにとりにくんでいます。

- 実態調査では、「障がいに対応した情報提供が足りない」「調べ方がわからない」との意見が多くあげられています。なかでも、視覚障がいでは「インターネットが使えない」と回答した割合が高くなっています。
- 実態調査では、障害福祉サービス等を利用していない人の44.6%が「障がいや疾病があることで、支援が必要な困りごとがある」と回答しています。「困りごとがある」と回答した人のうち、サービスを使わない理由について「どのようなサービスがあるかよく知らないから」と回答した人が58.8%と高く、必要な情報にたどりつけていない可能性があります。

主なとりくみ

【意思疎通支援】

- 市役所の窓口だけでなく、病院や金融機関、商業施設など、さまざまな場所で必要な情報が得られ、コミュニケーションをとりやすくなるよう、制度やツールなどの普及啓発をおこないます。（⇒重点施策 13）
- 離れた場所でインターネットを通じた意思疎通ができるリモートサービスやオンライン通話など、障がいがある人のために新たに開発されたサービスの情報提供につとめます。
- 引き続き、関係機関の協力を得ながら意思疎通の支援人材の技術向上にとりくむとともに、登録試験の開催などを通じた人材確保にとりくみます。
- 手話通訳者等派遣事業の推進のため、派遣要件の緩和を検討していきます。

【情報の取得】

- 発行物の作成や情報提供を行う際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。（⇒重点施策 14）
- 障害者手帳をもっていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、わかりやすい内容での情報提供につとめます。（⇒重点施策 15）

重点施策（実行プラン）

重点
施策 13

市役所の窓口だけでなく、病院や金融機関、商業施設など、さまざまな場所で必要な情報が得られ、コミュニケーションをとりやすくなるよう、制度やツールなどの普及啓発をおこないます。

事業名	手話通訳の普及促進		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	病院や金融機関、商業施設などに対して、聴覚障がいがある人が手話通訳を必要とする場合には、行政や事業者の義務である合理的配慮として、手話通訳者の設置を提案していきます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
警察や裁判所、学校、病院など 人権や生命に係わる機関への設置要請	人権や生命に係わる機関および金融機関、商業施設などへの設置要請	人権や生命に係わる機関および金融機関、商業施設などへの設置要請	人権や生命に係わる機関および金融機関、商業施設などへの設置要請

重点
施策 14

発行物の作成や情報提供を行う際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。

事業名	市からの情報発信のバリアフリー化推進事業		
所管課	福祉総務課		
事業概要	だれもが必要なときに必要な情報を得られるよう、職員向けに情報発信のルールをまとめたマニュアル「印刷物等のユニバーサルデザインルールブック」等を活用し、さらなる職員の意識醸成を図ります。また、本取組を通じて、市民等に「情報発信のバリアフリー化」のとりくみを広く情報提供できるよう検討を進めます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
職員への周知	職員への周知を促進	職員への周知を促進・市民等への本取組の情報提供方法を検討	職員への周知を促進・市民等への本取組の情報提供を実施

重点
施策 15

障害者手帳をもっていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、わかりやすい内容での情報提供につとめます。

事業名	サービス・支援機関等の情報提供事業		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	障がい福祉課での手続きの際に、利用可能なサービスや支援機関等の案内を配布します。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
限定的な実施	対象者拡大の検討・実施	継続実施	継続実施

この分野に関するサービスの見込量

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
意思疎通支援事業						
手話通訳者派遣事業	1,354件	1,307件	1,350件	1,350件	1,350件	1,350件
要約筆記者派遣事業	49件	34件	30件	35件	40件	45件
手話通訳者設置事業 (手話通訳者登録者数)	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日
手話奉仕員養成研修事業 (養成講習修了者数)	14人	13人	16人	16人	16人	16人

※サービスの内容説明 P85-86

8

生活環境と安全・安心のこと

担当部署：防災課、市民生活安全課、市民協働推進課（男女平等推進センター、消費生活センター）、福祉総務課、障がい福祉課、交通事業推進課（組織順）

現状と課題

【生活環境】

- 市では、町田市福祉のまちづくり総合推進条例のもと、バリアフリー整備をすすめています。市施設の大規模改修などを行う際は、条例を遵守しバリアフリー化がおこなわれています。また、市内10地区において「バリアフリー基本構想」を策定し、地域一体でのバリアフリー化を推進しています。
- 市では、バリアフリー施設情報を記載した「みんなのおでかけマップ」を市のホームページに公開しています。みんなのトイレ※が整備された施設や店舗、福祉輸送（介護・福祉タクシー、有償運送事業者）情報などの外出支援情報を知ることができます。
- 点字ブロックの上に自転車が止まっていたり、車いす利用者優先の駐車スペースやエレベーターがスムーズに利用できないことがあります。
- 地面の凹凸、道路・通路の幅に関する危険や、車いすでタクシーなどに乗車しにくい歩道の形態、通行人・施設利用者のマナーが守られないことによる困りごとについて、意見が寄せられています。

※みんなのトイレ…車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた人、オストメイト（人工肛門保有者、人工膀胱保有者）などのみんなが円滑に利用できる十分なスペースを確保したトイレをいいます。「だれでもトイレ」「多目的トイレ」「多機能トイレ」とも言われています。

【防犯】

- 危険を察知して行動したり被害を認識することが困難なことから、障がいがある人が犯罪や事故・トラブルに巻き込まれやすくなっています。また、被害にあったことを明確に伝えられず、適切な支援につながりにくい場合があります。

【防災対策】

- 市では、災害時、特に避難行動に支援が必要な人のための「避難行動要支援者名簿」をつくり、民生委員・児童委員や、希望する町内会・自治会等に名簿を提供しています。また、各種ハザードマップにて、避難行動要支援者への避難時の協力を呼びかけています。
- 災害時に通常の避難施設での生活が困難な人のために、市は二次避難施設（福祉避難所）として市内にある 52 施設と協定を結んでいます。
- 市では、災害時に身に付けることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするための「災害時等障がい者支援バンドナ」（※P64 コラム参照）を配布しています。
- 実態調査では、災害時に困ることについて、避難所での支援や設備、医療の不安や、「一人では避難できない」「他の人と一緒に過ごすのが難しい」といった意見が多くあげられています。また、ひとり暮らしの人では、「災害への備えをしていない」「近くに助けてくれる人がいない」「避難所の場所がわからない」「助けを求める方法がわからない」といった回答が高い割合となっています。障がいがある人や家族の不安をなくすために、避難する際の支援について、障がいや疾病の特性に応じた対応が求められています。

コ

ラ

ム

災害時の避難について

- 町田市では、身体障害者手帳 1～2 級、愛の手帳 1～2 度、要介護度 3 以上のいずれかに当てはまる人を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿を地域団体などと共有することで、災害時における避難行動要支援者の避難を支援する仕組みを整備しています。
- 災害がおきたときは、自宅が倒壊した場合や自宅に留まることが危険な場合、避難施設や親戚・知人宅など安全な場所への避難が必要です。（安全な場所にいる人は避難施設に避難する必要はありません）
- 避難施設に避難する場合、原則、障がいがある人も避難から数日間是一般の避難施設で避難生活を送ることになります。
- 災害がおきてから 4 日目を目途に、障がいや疾病、介護の必要性などにより一般の避難施設での生活が困難な人を受け入れるため、地域の障害福祉サービス事業所や高齢者施設が「二次避難施設（福祉避難所）」を開設します。一般の避難施設での生活が困難な人のみ、二次避難施設に移ります。

主なとりくみ

【生活環境】

- 全ての人が市内の施設を利用しやすくなるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備促進にとりくむとともに、分かりやすい情報提供につとめます。
- 障がいがある人への手助けやマナーの向上など、広報や啓発活動を実施します。

【防犯】

- 障がいがある人が犯罪や事故・トラブルにあわないための情報提供や、相談先の機関に対する障がい理解の促進につとめます。

【防災対策】

- 災害時や緊急時に、障がいがある人の特性に配慮した支援や情報伝達がおこなえるよう、体制をととのえます。
- 障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。(⇒重点施策 16)
- 避難行動が困難な人に対して、災害時の避難支援を円滑に実施できるよう、避難支援の対策をはかるとともに、障がいがある人への配慮を周知し安心して避難できるようにとりくみます。
- 日頃から災害にそなえた対策がとれるよう、普及啓発にとりくみます。

重点施策（実行プラン）

重点
施策 16

障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようとりくみます。

事業名	避難体制の充実		
所管課	防災課		
事業概要	<p>2019年10月に発生した「令和元年東日本台風」は、日本各地で甚大な被害をもたらし、町田市でも3,000人を超える避難者が発生しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、避難施設における感染症対策が急務となっています。</p> <p>避難施設開設数や配置を見直し、一般の避難施設における感染症対策を実施するとともに、障がいがある人の滞在スペースを確保するなど、避難体制の充実にとりくみます。</p>		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
避難体制充実のためのモデルマニュアル策定、周知	他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正	他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正	他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正

コ

ラ

ム

犯罪や事故・トラブル被害の相談先

- ・ 事件・事故の発生時や緊急時：110番通報
- ・ 事件・事故に関する相談：警視庁町田警察署 042-722-0110
警視庁南大沢警察署 042-653-0110
- ・ 女性への暴力、その他悩み相談：
町田市女性悩みごと相談（相談専用電話）042-721-4842
- ・ 男性への暴力、その他悩み相談：東京ウィメンズプラザ 03-3400-5313
- ・ 性犯罪・性暴力：性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
#8891（全国短縮電話番号）
東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター
「性暴力救援ダイヤル NaNa」03-5607-0799
- ・ 消費生活相談：町田市消費生活センター（相談専用電話）042-722-0001

9

差別をなくすこと・権利を守ること

担当部署：福祉総務課、障がい福祉課、選挙管理委員会事務局、
市民対応のあるすべての部署（組織順）

現状と課題

【障がい者差別の解消】

- 2016年の障害者差別解消法施行の後、2018年には「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行され、東京都内では、事業者の合理的配慮の提供が義務化されるなど、障がい者差別の解消に向けた法的な整備が進められてきました。
- 全ての市民を対象とした町田市市民意識調査※では日常生活における差別感を感じている人が8.2%だった一方で、実態調査（障がいがある人を対象にした調査）では、半数近い44.7%の人が差別や偏見を受けたことがあると回答していることから、市独自の条例制定など障がい者差別の解消に向けたとりくみの推進が求められています。
- 法の施行後に、ユニバーサルデザインのタクシーによる車いす利用者の乗車拒否や補助犬をつれた人の入店拒否、医療機関の窓口等における筆談の拒否など障がい者差別に関する相談が市の相談窓口寄せられています。
- 実態調査では、障害者差別解消法や東京都の差別解消条例について、「法律も都条例も知らない」と回答した人が55.6%となっています。また、障がい者差別の相談窓口について、町田市が設置する窓口も東京都が設置する窓口も両方とも知らないと回答した人が、61.9%にのぼっています。このことから、法律や相談窓口を周知するとりくみが必要です。

【権利を守ること】

- 選挙の時に配慮が不足しているために、障がいがある人の投票を妨げてしまうことが無いよう、町田市では、公職選挙法にもとづく障がいがある人への投票の際の配慮（代理投票・郵便等による不在者投票など）について周知を行ったり、選挙従事者向けに障がいへの配慮などについて記載したマニュアルを作成し、選挙運営をおこなっています。

- 障がいがある人が、福祉サービスに関する不満などを事業所等に直接伝えることに抵抗があったり、話し合いで解決できない場合の相談窓口を町田市社会福祉協議会が設置しています。
- 学識経験者や弁護士など第三者による客観的な知見も活かしながら、引き続き、苦情相談を通じて福祉サービスの質等のさらなる向上がはかれることが求められています。
- 町田市社会福祉協議会の「福祉サポートまちだ」では、町田市から委託を受け、権利擁護支援検討委員会を設置し、成年後見制度の利用の適否についての事例検討などを通じ、権利擁護支援についての課題の検討などをおこなっています。
- 町田市では、今後の6年間で50歳をむかえる知的障がいがある人が300人程度増える見込みです。また、実態調査では、生活の困りごととして、「親の高齢化など介助者に関すること」をあげる人が多く、親なき後の備えとして、成年後見制度の必要性が高まっています。

【虐待の防止】

- 町田市障がい者虐待防止センター（障がい福祉課）で、障がい者虐待に係る通報を受けており、年間30件前後の障がい者虐待に関わる通報があります。今後も引き続き、外部委員も含めて組織した虐待防止連絡会と連携しながら虐待防止に向けとりくむ必要があります。

※2018年度町田市市民意識調査報告書（2019年3月発行）

主なとりくみ

【障がい者差別の解消】

- 障がい者差別の問題を広く市民・事業者等に対して知らせ、障がい理解の促進をはかります。
- 障がい者差別を解消するための条例を制定します。(⇒重点施策 17)
- 障がい者差別に関する法律や相談窓口について市民・事業者等に広く周知するためのとりくみをすすめます。

【権利を守ること】

- 障がいがある人が適切に選挙を通じた権利行使ができるよう、引き続き、選挙における障がいへの配慮に関する周知や選挙従事者への障がい理解の啓発などにとりくみます。
- 福祉サービスを利用する障がいがある人の疑問や不満には、引き続き対応していきます。
- 成年後見制度を必要としている人が制度を利用できるよう、引き続き関係機関との連携を密にして、制度の周知や適切な利用支援にとりくみます。
- 法人後見及び法人後見監督の活動を安定的に実施することができるよう、組織体制の維持と適正な活動のための支援等に引き続きとりくみます。

【虐待の防止】

- 市民や事業者等に対する、障がいがある人への虐待防止等に関する情報提供や理解啓発に引き続きとりくみます。

重点施策（実行プラン）

重点施策 17 障がい者差別を解消するための条例を制定します。

事業名	町田市障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	障がいがある人への理解促進と差別解消の推進を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を踏まえた町田市の条例を制定します。		
現状値	目標値		
2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
—	条例制定に向けた情報収集	条例の検討体制等についての検討	条例検討・制定 ※2024 年度施行

この分野に関するサービスの見込量

地域生活支援事業

（1 年あたり）

事業名	実績値			見込量		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 （見込）	2021 年度	2022 年度	2023 年度
成年後見制度利用支援事業	23 件	23 件	24 件	25 件	26 件	27 件
成年後見制度 法人後見支援事業	1 団体	1 団体	1 団体	1 団体	1 団体	1 団体
法人後見及び法人後見監督 の件数	28 件	25 件	26 件	24 件	25 件	26 件

※サービスの内容説明 P85

＜障がい者差別の事例と望ましい配慮や対応＞

不平等な差別的取扱い

補助犬
(盲導犬、介助犬、聴導犬)
と一緒に入店を拒否する

合理的配慮の不提供

手続きの際、筆談を頼んだが
一方的に断られた



- 相手が話し合いに応じてくれない
- 話し合ったものの当事者間での解決が難しい

このような時はご相談ください。

相談窓口	受付方法	受付時間
町田市 障がい福祉課	電話 042-724-2147 FAX 050-3101-1653 W F R 町田市HP トップページ > 医療・福祉 > 障がい者のための福祉 > 日常生活支援 > 相談 > 障がい者差別に関する相談 > このページの担当課へのお問い合わせ	平日 8時30分 から 17時
東京都障害者 権利擁護センター (広域支援相談員)	電話 03-5320-4223 FAX 03-5388-1413 メール syougaisyakenriyogo@ section.metro.tokyo.jp	平日9時 から 17時

※職場での差別など雇用分野のご相談は、事業主が設置する相談窓口もしくは、
東京労働局職業安定部職業対策課 (TEL:03-3512-1664) へ

10

行政サービスのこと

担当部署：職員課、障がい福祉課、市民対応のあるすべての部署（組織順）

現状と課題

【職員の合理的配慮】

- ・ 障害者差別解消法や東京都の条例において、不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮をおこなうことが義務づけられています。市では、障がいがある人に対して、職員が適切に対応できるようにするため、「町田市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作成しています。障がい者差別の解消について市の職員の認識を高め、障がいや性別、年齢に応じた合理的配慮を実施する必要があります。
- ・ 市では、合理的配慮として手話通訳のできる職員や手話通訳者を配置したり、UDトーク※や筆談による対応、音声・点字版の広報誌発行などに取り組んでいます。
- ・ 実態調査では、制度や手続きの書類の分かりづらさや、手続きの負担について多くの意見があげられています。手続き方法の多様化や、簡単に手続きができるような改善・改良が求められています。

※UDトーク…コミュニケーションの「UD＝ユニバーサルデザイン」を支援するアプリケーションです。タブレット端末などで、会話の音声を文字に変換することができます。

主なとりくみ

【職員の合理的配慮】

- ・ 職員の障がい理解を深めるため、職員研修や制度の周知を充実させます。
- ・ 障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、市は多様な方法を検討し、適切な配慮と支援をおこないます。（⇒重点施策 18）

重点施策（実行プラン）

重点
施策 18

障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、市は多様な方法を検討し、適切な配慮と支援をおこないます。

事業名	行政窓口における意思疎通の環境整備		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	聴覚障がいがある人が市役所で行政手続きをする場合に、障がい福祉課から他部署の窓口に手話通訳者を派遣し、意思疎通を支援します。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
市役所の他部署の窓口に160件手話通訳者を派遣	市役所の他部署の窓口に170件手話通訳者を派遣	市役所の他部署の窓口に180件手話通訳者を派遣	市役所の他部署の窓口に190件手話通訳者を派遣

11

理解・協働※のこと

担当部署：市民協働推進課、オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課、福祉総務課、障がい福祉課、指導課、生涯学習センター、市民対応のあるすべての部署（組織順）

※協働とは、地域の多様な主体が、お互いを尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動することです。

現状と課題

【障がい理解の普及啓発】

- 町田市では毎年、障害者週間などの機会をとらえて、市のホームページや広報まちだ、チラシやポスターなどあらゆる媒体を通じて障がい理解啓発のための情報発信をおこなってきました。また、生涯学習センターの市民大学事業の一環として、市民の障がい理解を深めるための講座に継続的にとりこんできました。
- 障害者差別解消法が施行されてからは市民・事業者を対象に法の趣旨を理解するための講演会の開催に力を入れてとりこんでいます。また、日常生活や災害時、緊急時に障がいがある人が必要な支援を周囲にお願いするための「ヘルプカード」（※P64 コラム参照）や、災害時、緊急時に周囲からの支援を受けやすくするための「災害時等障害者支援バンドナ」の配布を通じた障がい理解の普及啓発にもとりこんでいます。
- このような障がい理解の普及啓発などの「心のバリアフリー」のとりくみやユニバーサルデザインの街づくり、パラリンピックの開催を契機とする障がい者スポーツの体験イベントの開催など共生社会の実現に向けたとりくみが評価され、町田市は国から「共生社会ホストタウン」の認定を受けています。オリンピック・パラリンピックの終了後も共生社会の実現に向けたとりくみの実施が求められています。
- 障がい者手帳を持たない精神障がいや発達障がい、難病など見えにくい障がいの理解がすすんでいないことや、障がい者施設の建設に際して近隣住民に反対されてしまうことなどがあるため、障がい理解の普及啓発により力を入れてとりくむ必要があります。
- 実態調査では、「いろいろな人がいて当たり前」というような、多様性を受け入れ尊重する感覚が子供のうちから備わることが障がい理解をひろげる上で重要であるといった意見が寄せられており、教育の現場における取組みが求められています。

【協働による社会参加】

- ・ 聴覚障がい者団体や手話通訳者・要約筆記者は、毎年、市の防災訓練に参加し、聴覚に障がいがある人への情報伝達やコミュニケーションの必要性についてアピールしています。また、市役所並びに出先機関では市内の障害福祉サービス事業所で作った商品などを障がいがある人自身が販売する機会を設けており、市役所では週2回だった販売を2016年度から週3回にしました。このように、市と障がい者関係団体・事業所等の間にはそれぞれの強みや役割を活かし協働関係が成り立っており、障がいがある人の社会参加や障がい理解の普及啓発にとりくんでいます。
- ・ 引き続き、障がいがある人が社会参加できるよう、あらゆる主体が協働することが求められています。

【協働による人材対策】

- ・ 町田市では、人材確保のため、社会福祉協議会や事業所等と共催で相談面接会の開催や福祉の仕事の魅力を発信する場を設けてきました。また、福祉の資格をもっている人やすぐに働きたい人と事業所をむすびつける、東京都の福祉人材情報バンクシステムの周知をおこなっています。
- ・ 福祉サービスなど制度があっても支援する人材が不足していることから、給付決定を受けた時間数のサービスが利用できない問題があります。

主なとりくみ

【障がい理解の普及啓発】

- ・ 市民・事業者・関係機関等の障がい理解がひろがるよう引き続き、あらゆる機会・媒体を通じた普及啓発にとりくみます。(⇒重点施策 19)
- ・ 学校教育や社会教育(生涯学習)の現場において障がい理解をひろげるためのとりくみをおこないます。

【協働による社会参加】

- ・ 障がいがある人が社会参加し、いろいろな人と交流する機会ができるよう、他の分野との連携の視点も持ちながら、市や障がい者団体、民間事業者等で協働のとりくみをすすめます。

【協働による人材対策】

- 市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保・育成等につながるとりくみの実施に向け検討します。(⇒重点施策 20)

重点施策（実行プラン）

**重点
施策** 19 市民・事業者・関係機関等の障がい理解がひろがるよう引き続き、あらゆる機会・媒体を通じた普及啓発にとりくみます。

事業名	理解促進研修・啓発事業		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	障がいがある人や障がい者差別に関する法律等の理解を促進するために、講演会や研修の開催、印刷物の作成・配布など、あらゆる機会・媒体を通じた啓発活動をおこないます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
実施	実施	実施	実施

**重点
施策** 20 市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保・育成等につながるとりくみの実施に向け検討します。

事業名	支援人材対策事業		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	支援人材の確保のための方策を検討します。また質の高い支援のための人材育成につながるとりくみについて、事業所や関係機関をまじえた事業内容の検討をおこないます。		
現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	方策と事業内容の検討体制の準備	方策と事業内容の検討	方策の策定

この分野に関するサービスの見込量

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※サービスの内容説明 P85

●2018年度

- ・ 障害者差別解消法普及啓発の講演会の開催
- ・ 町内会の掲示板（1,800か所）に障害者週間の啓発ポスターの掲示 等

●2019年度

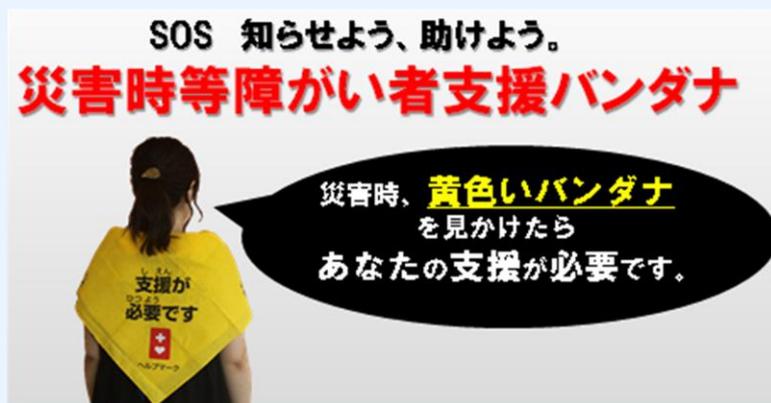
- ・ 災害時等障がい者支援用バンダナを制作・配布
(駅貼りポスター掲示、バス車内広告掲示、周知啓発用の懸垂幕を制作・掲示等)
- ・ 障害者週間の啓発用懸垂幕の制作・掲示 等

※障がい理解促進等を目的とした公演会はコロナウイルス感染症拡大のため中止

障がい理解を広げていくとりくみとしても位置付けてバンダナやヘルプカードの配布・周知にとりこんでいます。

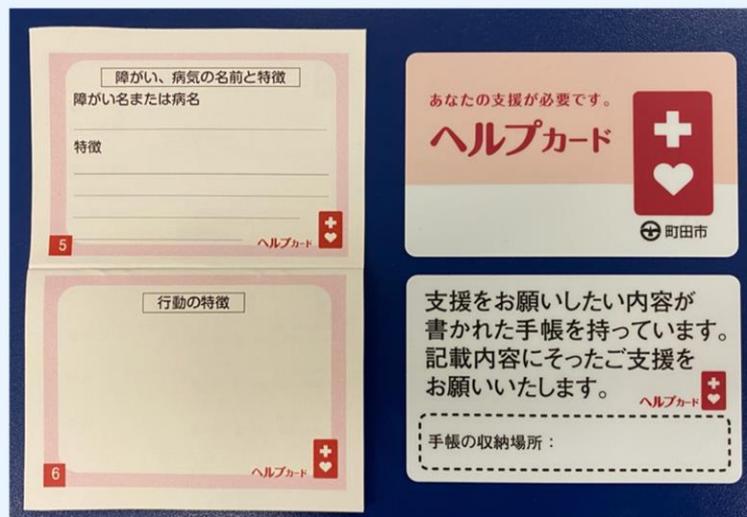
＜災害時等障がい者支援用バンダナ＞

- 第5次町田市障がい者計画に掲げる防災対策の一環として、災害時や緊急時のためのバンダナを作成しました。このバンダナは、災害時等に身につけることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするものです。



＜ヘルプカード＞

- 障がいのある人が災害時や日常生活のなかで困った時に、まわりに自分の障がいについての理解や支援をもとめるためのもので、付属の手帳に緊急連絡先や必要な支援内容などが書けるようになっています。



配布場所 障がい福祉課・障がい者支援センター

国の指針と町田市の考え方

項目 1

福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針（考え方）

- 2019年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 2023年度末時点の施設入所者数を2019年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

第5期を踏まえた課題

- 第5期計画における地域移行者数は、21人の目標に対し、2019年度末で5人、達成率は約24%となっています。
- 地域生活への移行には、グループホームの利用、家族との暮らしやひとり暮らしの希望があります。地域生活への移行をになう市内の社会資源として、グループホーム・短期入所ともに施設数が増加しています。
- グループホームにおいては、重い障がいがある人でも希望する場所に入居できることが望まれています。また、すでに入居している利用者の重度化や高齢化への対応が必要とされています。
- 短期入所は、介護者の高齢化等によるレスパイトとしての利用ニーズが高い現状です。施設数の増加に伴い、今後は家族から離れて過ごすための体験の場としての活用が広がる事が期待されますが、その期待に応えられるために十分なサービス量が確保できている状況にあるとはいえません。
- その他、地域生活への移行に向けた支援は、区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じて本人の意向を聞きとることが重要です。

町田市の考え方

- 国の考えに基づき、2023年度末時点で、2019年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行すること、2023年度末の施設入所者数を2019年度末の1.6%以上削減することを基本とします。

- 未達成割合を2023年度末の数値目標に加算することは困難であるため、第5期計画実績の水準を維持しつつ、重度の障がいがある人が入居可能なグループホームを増やすなど、地域資源の整備をすすめることで、引き続き地域生活への移行にとりくみます。

項目	評価指標
地域移行者数	2019 年度末時点の施設入所者数 235 人のうち 2023 年度末までに 6%（14 人）以上の人を地域生活に移行する
施設入所者数の削減	2019 年度末時点の施設入所者数 235 人を 2023 年度末までに 1.6%（4 人）以上減らして、231 人以下にする

国の指針（考え方）

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- 2023年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

第5期を踏まえた課題

- 町田市においては、地域移行支援・地域定着支援の利用は少ない状況が続いていますが、精神障がいがある人を受け入れるグループホームの開設、訪問看護、精神科往診クリニック等、福祉・医療的資源は増えており、長期入院となることなく地域で生活できる基盤の拡充が図れてきています。
- また、町田市内の精神科病院と実施している「精神保健福祉推進会」においては、医療機関に入院している精神障がいがある人やスタッフ等が地域の状況を認識しやすくなるよう、精神に関わる病院・クリニック・相談機関等が載った『まちだメンタルマップ』を作成しました。
- しかしながら、措置入院、医療保護入院の件数等は横ばい状態であり、地域全体で精神障がいがある人を包括的に支えるシステムは十分とは言えない状況です。

町田市の考え方

- 基本指針で国から評価指標の設定が求められている「精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数」「精神病床の1年以上入院患者数」「退院率」については、東京都が評価指標の設定を行うため町田市では指標の設定をおこないません。
- 精神障がいがある人が安心して地域で生活を継続できるよう、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要なネットワークのあり方について検討していきます。



項目2に関連する重点施策

重点施策4 p 21

国の指針（考え方）

- ・ 地域生活支援拠点等について、2023年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

第5期を踏まえた課題

- ・ 第5期計画期間中には、地域生活支援拠点について地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備を行う方針をかため、拠点に求められる5つの機能のうち、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「グループホーム等の体験の機会・場」の3つの機能について、整備をおこないました。
- ・ 残る「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の機能についての整備が課題となっています。

町田市考え方

○今後、町田市では約300名の知的障がいがある人が50歳を迎える予定となっており、障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見すえ、地域で自立した生活をおくれるような支援体制の構築が必要です。このことを踏まえ、地域生活支援拠点等として求められる機能のうち、未整備の「専門性」「地域の体制づくり」について整備をすすめます。また、地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証・検討することを基本とします。

項目	評価指標
地域生活支援拠点等の設置	地域生活支援拠点等について、地域障がい者支援センターを中心とした面的整備を行う
拠点機能の充実	地域生活支援拠点等の機能について、町田市障がい者施策推進協議会において年1回以上、運用状況の検証・検討を行う



項目 3 に関連する重点施策

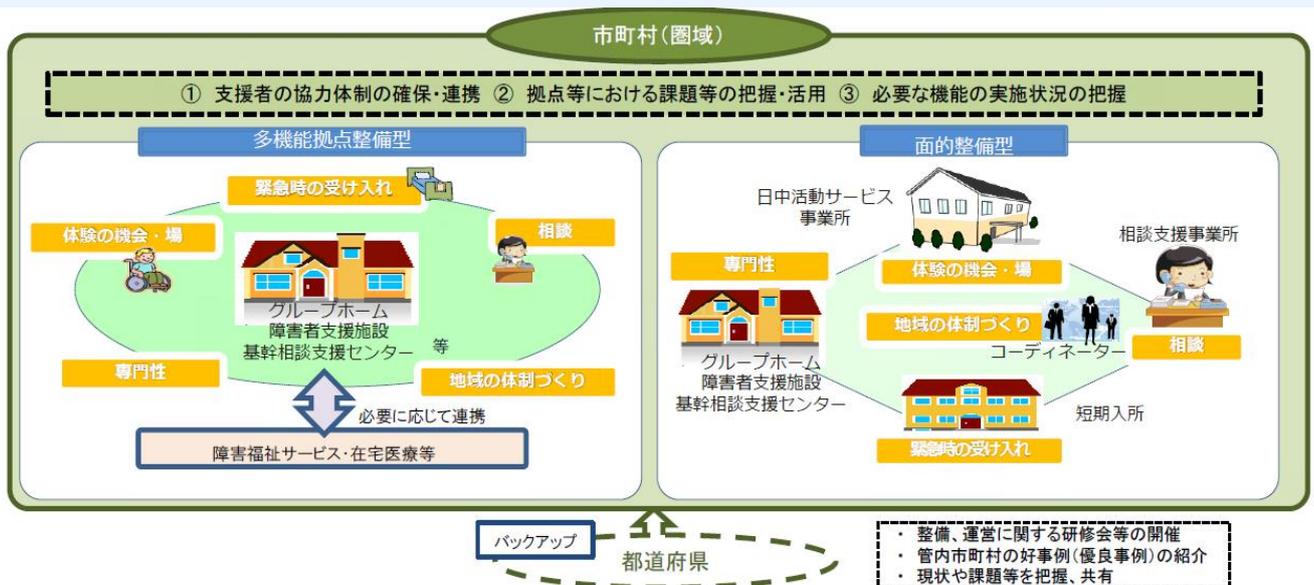
重点施策 3 p 20

地域生活支援拠点等について

地域生活支援拠点等とは、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つとしています。

地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）



※あくまで参考例であり、地域の実情に応じた整備を行うものとされています。

出典：「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

国の指針（考え方）

- 一般就労への移行者数を2019年度の1.27倍にする。
 - うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30倍
 - 就労継続支援A型を通じた移行者数：1.26倍
 - 就労継続支援B型を通じた移行者数：1.23倍
- 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用
- 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上

第5期を踏まえた課題

- 障害者雇用促進法の改正により、一般就労への移行者数は大きく増加しました。特に精神障がいがある人の就労が進んでいます。就労移行支援事業所は2019年度末時点で12事業所あり、第5期計画期間中では、8割の事業所が就労移行率3割以上を達成しています。障がい者就労・生活支援センター等から一般就労した年間の人数は2019年度末時点で90人となりました。実態調査からは就労に関する支援を希望する人が多いことが明らかになり、とりくみの継続が求められています。
- 就労定着支援事業所は2019年度末時点で7事業所あり、第5期計画期間中ではサービスを利用して1年間就労継続した人が約9割となりました。しかし、職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境などの要因で退職する人も依然として多く、職場定着はひきつづき課題となっています。障がいがある人を取りまく様々な課題に対応するため、関係機関と連携した体制を強化していく必要があります。

町田市の考え方

- 福祉施設から一般就労への移行は、就労移行支援事業の利用が実績の多くを占めています。ただし、就労継続支援事業を通じて一般就労する人もいることから、第6期計画では国の考え方にもとづき、就労系サービスごとに評価指標を設定します。
- また、働きつづけるための支援として、就労定着支援事業の利用や定着率の評価指標を設定し、行政と民間事業者がともにとりくみを進めていきます。

項目	評価指標
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等※1 を通じて一般就労に移行する者 2019 年度実績の 1.27 倍以上かつ就労系サービスの目標の合計値以上 【2019 年度実績】 111 人 【2023 年度目標】 145 人以上
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 2019 年度実績の 1.3 倍以上 【2019 年度実績】 96 人 【2023 年度目標】 125 人以上
	うち就労継続支援 A 型事業を通じて一般就労に移行する者 2019 年度実績の 1.26 倍以上 【2019 年度実績】 4 人 【2023 年度目標】 6 人以上
	うち就労継続支援 B 型事業を通じて一般就労に移行する者 2019 年度実績の 1.23 倍以上 【2019 年度実績】 11 人 【2023 年度目標】 14 人以上
就労定着支援事業利用者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者 【2023 年度目標】 7 割以上
就労定着率※2	就労定着支援事業の就労定着率※2 【2023 年度目標】 就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上

※1 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

※2 過去 3 年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう

国の指針（考え方）

- 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する。

第5期を踏まえた課題

- 2015年より市内5地域に障がい者支援センターを設置し、より身近な地域で相談支援や行政手続き等ができる体制を構築してきました。しかしながら、障がいがある人の親世代の高齢化や、障がいの重度化、障がいがある人の孤立化の問題など、相談ニーズは多様化、複雑化し、対応の困難性が高くなっています。障がいがある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、支援のさらなる充実が求められています。

町田市の考え方

- 町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核として、現状ある様々な障害福祉サービスや資源と連携して相談支援体制の充実を図ります。

項目	評価指標
総合的・専門的な相談支援体制の充実	<p>地域の相談窓口である「地域障がい者支援センター」において、相談を希望する障がいがある人が障害福祉サービスを適切に利用できるよう相談の充実を図ります。</p> <p>地域のニーズ・情報を常に共有するために、支援センターと地域の事業所等との連絡会等を開催します。</p>



項目 5 に関連する重点施策

重点施策 9 p 36

国の指針（考え方）

- 各都道府県や各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築する。

第5期を踏まえた課題

- 障がいがある人の増加とともに、障がいの重度化や高齢化、多様化が進んでおり、サービスの利用は増えています。利用者一人ひとりの状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められています。
- 障害福祉サービス事業所は、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるよう努める必要があります。利用者の意向の把握、事業所の良い点や改善点の認識につながるほか、評価結果の公表により、利用希望者がサービスを選択する際の情報源として活用できる利点があります。全ての事業所が受審している状態ではないため、市内事業所に対し、受審に係る普及啓発を行う必要があります。
- 東京都による指導監査のほか、町田市独自でも事業所への指導・助言をおこなっています。市内の障害福祉サービス事業所は年々増加していることから、各事業所のサービスの質の向上、運営の適正化がはかれるよう、指導監査の体制の継続が必要です。

町田市の考え方

- 利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、事業所、利用者それぞれに対してはたらきかけ、サービス等の質の向上に継続的にとりくみます。

項目	評価指標
第三者評価の受審に係る普及啓発	障害福祉サービス事業所への普及啓発回数 ・年1回以上
障害福祉サービス事業所への指導	市内事業所への指導の充実をはかり、適正な事業運営を確保する ・2023年度までに対象事業所※すべてにおける実地指導の実施

※対象事業所…市が所管する社会福祉法人の事業所、市が指定を行う特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所です。その他の事業所は原則東京都が指導をおこないますが、必要に応じて市が実地指導を行う場合もあります。

第3章

計画の実現に向けて

(1) わかりやすい情報提供と障がい特性の周知・啓発

相談支援をはじめとする各種サービスは、必要な人に十分に届いていてはじめて機能していると言えます。そのため、当事者とその家族はもちろんのこと、潜在的なニーズがありながら福祉につながっていない人たちにも情報がいき届くよう情報提供のしかたを工夫します。

また、地域で共に暮らし、活動していくためには、地域の方が障がいの特性について理解していることが求められます。広く市民に向け、障がい特性についての周知や、こころのバリアフリーのための啓発に継続的にとりくみます。

(2) 障がいがある人やその家族のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するために、施策の内容や実施・提供方法などについて、調査や聞き取りなどを通じて、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握と反映につとめます。

(3) 町田市障がい者施策推進協議会との連携

障がいがある人を、それぞれのライフステージに応じてきめ細かくサポートしていくために、関係機関との連携をより一層強いものにします。

特に、障がい当事者、障害福祉サービス等の事業者、学識経験者、関係機関（福祉・医療・経済・教育・雇用）などの様々な立場から集まって開催されている「町田市障がい者施策推進協議会」は、市の障がい者施策について多角的な視点からご意見をいただく場であることはもとより、関係機関の連携の場としてもとらえ、よりよい支援を検討していきます。

(4) 庁内の連携と市職員の意識向上

障がい福祉施策は、子どもから高齢者までのすべてのライフステージにまたがるとともに、保健・医療、教育、まちづくり、文化芸術・スポーツなど広範囲な分野にわたります。

計画の実行性を高め、効果的に障がい福祉施策を推進するために、庁内の各部署との連携のもと計画を推進します。また、すべての市職員が障がいに配慮しつつ各

自の職務をおこなうことができるよう、市職員の障がい理解を深め、意識向上をはかります。

(5) 持続可能な制度の構築

障害福祉サービス利用者の増加やニーズの多様化の中でも、必要な人が必要なサービスを安定して利用できるよう、人材や財源の確保策を含めた制度の維持につとめます。

(6) 感染症対策

2020年に生じた新型コロナウイルス感染症は、保健・医療にとどまらず、経済活動、学校教育、福祉サービスの提供、水害や地震の際の避難のあり方など、生活のあらゆる面に大きな脅威をもたらしています。障がいがある人は新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高いとされていることを踏まえた上で、障がい福祉の分野においても、今後求められる「新しい生活様式」の中での的確な情報提供、事業所の継続支援、福祉職員の安全確保、利用者の生活支援のあり方などについて、町田市障がい者施策推進協議会や関係機関の協力もえながら検討し、迅速に対応していきます。

(7) 国・東京都との連携や要望

障がいがある人の地域生活を支える施策は、国や都の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や都の新しい動向を注視しつつ、連携しながら施策を推進します。また、利用者本位のより良い制度になるよう、国や都に対して必要な要望を伝えるとともに、行財政上の措置を要請していきます。

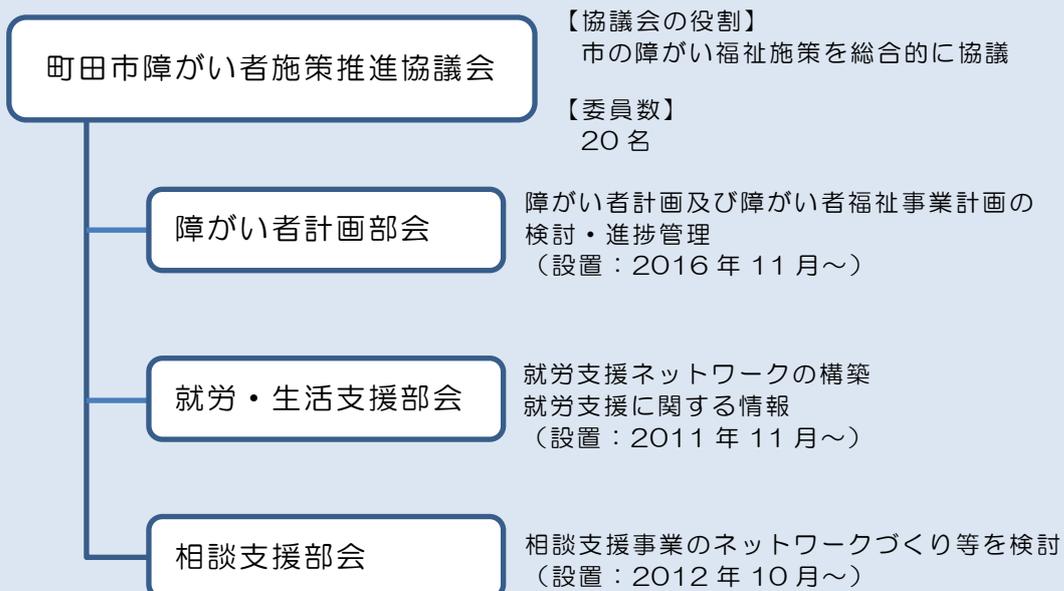
<町田市障がい者施策推進協議会の活動>

2010年11月、町田市は障がいがある人の施策を総合的に協議するため、市の附属機関として「町田市障がい者施策推進協議会」を設置しました。この協議会は、障がいがある人に関わる計画を検討するとともに、すすみ具合をチェックし推進していく役割をになっています。協議会には、「就労・生活支援」「相談支援」「障がい者計画」の3つの部会が設けられ専門的事項の検討をおこなっています。

～わたしたち抜きに、わたしたちのことを決めないで～

障害者権利条約のこのスローガンのもと、協議会と部会には身体・知的・精神障がいがある人や難病のある人など、障がい当事者の方にも多数参画いただいています。

<協議会の体制>



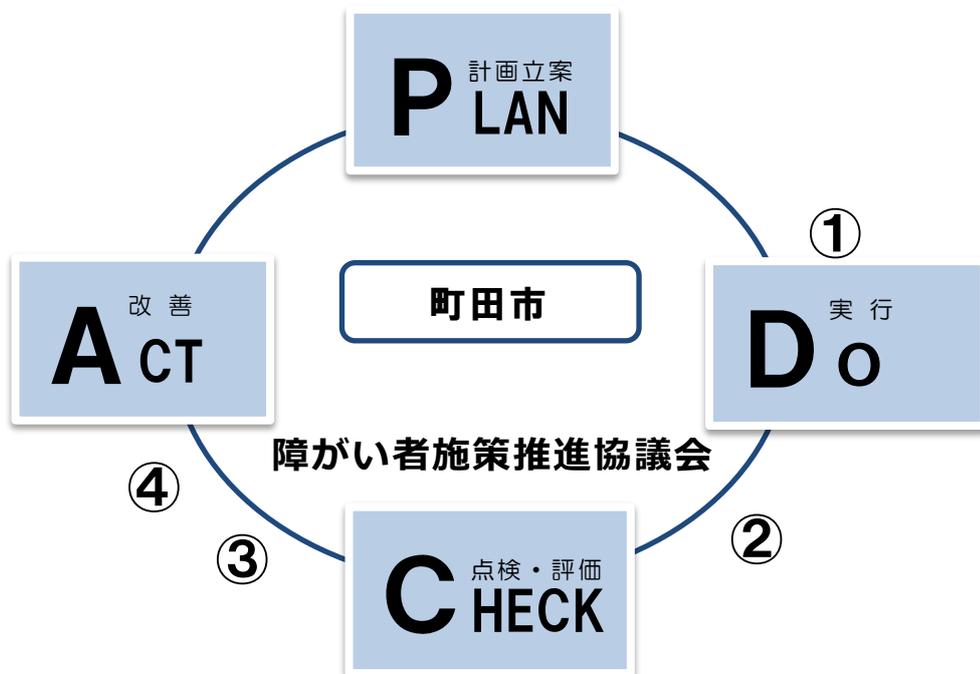
2

計画の点検と評価

計画策定後は重点となる施策の進捗状況、サービスの見込量などの達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「PDCA」のサイクルが必要です。

本市においては、庁内における進捗状況の把握とともに、町田市障がい者施策推進協議会を通じて点検と評価をおこない、必要に応じ改善をはかります。

<PDCAサイクル>



- ① 町田市のすべての担当部署は、この計画の確実な実現に向けてそれぞれ検討をおこない、課題を明らかにし、主体的にとりくみます。
- ② そして毎年度、この計画のすすみ具合をまとめ、町田市障がい者施策推進協議会に報告します。
- ③ 町田市障がい者施策推進協議会は、障がいのある本人や関係者の意見をきき、必要があると認めたときには、計画の変更や事業を見直すことを考えます。
- ④ 町田市障がい者施策推進協議会のもとにある各部会も、この計画のすすみ具合を確認し、積極的に関わります。

卷末資料

障害福祉サービスの内容

★障がいがある児童も利用可能なサービス。

●標準利用期間のある（利用期間が限定されている）サービス。

種別			掲載ページ
訪問系サービス	居宅介護(ホームヘルプ)	★	P23
	＜内容＞ 居宅での身体介護(入浴、排せつ、食事の介護)や家事援助等をおこなうとともに、通院の付き添いや生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。		
	重度訪問介護		P23
	＜内容＞ 重い障がいがある人に対して、自宅での身体介護(入浴、排せつ、食事の介護)、家事援助、見守り等や外出時における移動支援等を総合的におこないます。		
	同行援護	★	P23
	＜内容＞ 視覚障がいにより、移動に困難を感じている障がいがある人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。		
	行動援護	★	P23
	＜内容＞ 障がいがある人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護や援助をおこないます。		
重度障害者等包括支援	★	P23	
＜内容＞ 居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。			
日中活動系サービス	生活介護		P32
	＜内容＞ 常に介護を必要とする人に、日中の時間帯、入浴、排せつ、食事の介護等をおこなうとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。		
	自立訓練(機能訓練)	●	P32
	＜内容＞ 理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。		
	自立訓練(生活訓練)	●	P32
	＜内容＞ 事業所や居宅において入浴、排せつ、食事等に関する訓練及び生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。		
	宿泊型自立訓練	●	P32
＜内容＞ 居住の場を提供し、家事等の日常生活能力を向上するための支援や相談及び助言等をおこないます。			

	就労移行支援		●	P32
	<p><内容> 一般就労を希望する人に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、訓練、求職活動の支援、就職後の定着のための相談支援等をおこないます。</p>			
	就労継続支援A型(雇用型)			P32
	<p><内容> 一般就労が困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識、能力向上に必要な訓練、その他の支援をおこないます。</p>			
	就労継続支援B型(非雇用型)			P32
	<p><内容> 一般就労が困難な人に、生産活動その他の活動機会の提供、就労に必要な知識、能力向上に必要な訓練、その他の支援をおこないます。</p>			
	就労定着支援		●	P32
	<p><内容> 一般就労へ移行した障がいがある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労継続をはかるために企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所による必要な連絡調整、指導・助言等をおこないます。</p>			
	療養介護			P32
	<p><内容> 病院等に入院している人に対して、主に日中の時間帯に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援をおこないます。</p>			
	短期入所(ショートステイ)<福祉型・医療型>		★	P32
	<p><内容> 福祉型：居宅において介護する人が病気の場合や自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等へ短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援をおこないます。 医療型：居宅において介護する人が病気の場合や自立生活に向けた体験をする場合などに、病院等へ短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援をおこないます。</p>			
居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)			P23
	<p><内容> 主に共同生活をする住居での相談や日常生活上の援助をおこないます。</p>			
	施設入所支援			P23
	<p><内容> 施設に入所する障がいがある人に対して、主に夜間において入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の日常生活上の支援をおこないます。</p>			
	自立生活援助		●	P23
	<p><内容> 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応をおこないます。</p>			

相談支援	基本相談支援		P37
	<内容> ・障がいがある人等が必要とする情報提供や助言をおこないます。 ・障害福祉サービス等の利用や課題の解決に向け、障がいがある人と行政、障害福祉サービス事業者、医療機関、教育機関等との調整などをおこないます。 ・行政の立場で障がいがある人の福祉全般にわたる相談をおこないます。		
	計画相談支援		P37
	<内容> ・サービス等利用計画案の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）をおこないます。 ・サービス事業者等との連絡・調整をおこないます。		
	地域移行支援・地域定着支援		P37
	<内容> ・地域移行支援：住居の確保、地域生活の準備や障害福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援をおこないます。 ・地域定着支援：夜間も含む緊急時の連絡、相談等の支援をおこないます。		

地域生活支援事業の内容

★障がいがある児童も利用可能なサービス。

種別		掲載ページ	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	P63	
	<内容> 障がいがある人に対する理解を深めるための研修・啓発をおこないます。		
	自発的活動支援事業	P41	
	<内容> 障がいがある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるような、自発的 な とりくみの支援をおこないます。		
	相談支援事業	障害者相談支援事業	★ P37
		<内容> 福祉サービスに関する情報提供と利用援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助をおこないます。	
		基幹相談支援センター等機能強化事業	★ P37
		<内容> 総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化のとりくみ、地域移行支援ならびに定着支援事業のとりくみ、権利擁護・虐待の防止の業務等をおこないます。	
		住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	P37
		<内容> 入居に必要な調整等に関する支援をおこないます。	
成年後見制度利用支援事業	P56		
<内容> 成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助します。			
成年後見制度法人後見支援事業	P56		
<内容> 法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援等をおこないます。			
意思疎通支援事業	★ P48		
<内容> 手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業等をおこないます。			

	手話奉仕員養成研修事業		P48
	<p><内容> 日常会話程度の手話表現を習得した手話ボランティアを養成するための研修、手話通訳者としての研修をおこないます。</p>		
	日常生活用具給付等事業	★	P24
	<p><内容> 日常生活上の便宜をはかるための、告示の要件を満たす6種の用具の給付をおこないます。</p>		
	移動支援事業	★	P24
	<p><内容> 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための、外出の際の移動の支援をおこないます。</p>		
	地域活動支援センター機能強化事業		P33
	<p><内容> 地域生活支援の促進をはかるための社会との交流促進、機能訓練、相談等をおこないます。</p>		
任意事業	福祉ホーム		P24
	<p><内容> 低額な料金での居室その他の設備の提供、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、関係機関との連絡、調整をおこないます。</p>		
	訪問入浴サービス	★	P24
	<p><内容> 訪問により居宅において入浴サービスを提供します。</p>		
	日中一時支援	★	P33
	<p><内容> 日中における活動の場を確保し日常的な訓練や支援をおこないます。</p>		
	緊急一時保護	★	P41
	<p><内容> 介護者の病気や急な冠婚葬祭等により、一時的に障がいがある人や児童を介護できなくなったときの宿泊場所の提供をおこないます。</p>		
	スポーツ・レクリエーション教室開催等	★	P16
	<p><内容> 障がいがある人や児童が、スポーツに触れる機会等を提供します。</p>		
自動車運転免許取得・改造助成		P33	
<p><内容> 自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。</p>			
知的障害者職親委託		P33	
<p><内容> 一定期間、職親に預けて生活指導及び技能習得訓練等をおこないます。</p>			